

## 12月定例会提出予定議案

# 条例・事件決議

令和4年11月17日

総務部  
財務部

## <目 次>

1	個人情報の保護に関する法律施行条例	3
2	情報公開・個人情報保護審議会条例	7
3	当せん金付証票の発売	9

# 1 個人情報保護に関する法律施行条例

## 1 制定の理由

- (1) 県では、個人情報の保護に関する条例において、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める権利について明らかにし、個人の権利利益の保護を図っている。
- (2) このたび、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人についても法の規定が適用されることに伴い、条例に委任された事項その他の法の施行に関して必要な事項を定める。

## 2 制定の概要

### (1) 趣旨（第1条関係）

個人情報保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）の趣旨を定める。

### (2) 用語（第2条関係）

施行条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

### (3) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る帳簿（第3条関係）

ア 県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び兵庫県公立大学法人（以下「実施機関等」という。）は、実施機関等の規則（規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、当該実施機関等が保有している本人の数が個人情報保護に関する法律施行令に定める数に満たない個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならないものとする。

イ 個人情報ファイル簿に係る法の規定は、条例個人情報ファイル簿について準用するものとする。

### (4) 開示決定等の期限（第4条関係）

ア 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内（法：30日以内）にしなければならないものとする。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

イ アにかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アの期間を30日以内に限り延長することができるものとする。

### (5) 開示決定等の期限の特例（第5条関係）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内（法：60日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(4)にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当

の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。

(6) 開示請求に係る手数料（第6条関係）

法の規定により開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(7) 費用の負担（第7条関係）

開示請求をして、地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるものは、写しの作成（これらに準ずるものとして実施機関等の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならないものとする。

(8) 交付済の保有個人情報の内容についての訂正請求（第8条関係）

法令、条例又は実施機関等の定める規則により保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報とみなして、訂正請求に係る法の規定を適用するものとする。

(9) 審査請求に係る諮問（第9条関係）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関等は、当該審査請求が不適法であり却下する場合等を除き、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないものとする。

(10) 審議会の調査権限（第10条関係）

ア 審議会は、必要があると認めるときは、(9)により審議会に諮問をした実施機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができるものとする。

イ 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができるものとする。

ウ 諮問庁は、審議会からア又はイによる求めがあったときは、これを拒んではならないものとする。

(11) 委員による調査手続（第11条関係）

審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、(10)アにより提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせることができるものとする。

(12) 調査審議手続の非公開（第12条関係）

審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないものとする。

(13) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に係る諮問（第13条関係）

ア 法に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案があったときは、当該提案に対する審査をすべき実施機関等は、当該提案が法に定める基準に適合しない場合を除き、審議

会に諮問しなければならないものとする。

イ (10)から(12)までは、アの諮問に係る調査審議について準用するものとする。

(14) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定める（第14条関係）。

(15) 個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問（第15条関係）

県の機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会に諮問することができるものとする。

ア 施行条例の規定の改廃に関する事項

イ 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、県の機関における個人情報の取扱いについての細則に関する事項

(16) 秘密を守る義務（第16条関係）

審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

(17) 法の施行の状況の公表（第17条関係）

知事は、毎年度、実施機関等における法の施行の状況を公表するものとする。

(18) 補則（第18条関係）

施行条例の施行に関して必要な事項は、実施機関等の規則で定めるものとする。

(19) 罰則（第19条関係）

(16)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 条例個人情報ファイル簿に関する経過措置

2(3)による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表については、実施機関等は、施行条例の施行の日から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならないものとする。

(3) 旧条例の廃止

個人情報の保護に関する条例は、廃止する。

(4) 旧条例の廃止に伴う経過措置

(3)に伴い、必要な経過措置を設ける。

(5) 情報公開条例の一部改正

行政機関等匿名加工情報等を公文書の公開請求に係る非公開情報とする（第6条関係）。

- (6) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正  
規定の整備を行う（第9条関係）。

## 2 情報公開・個人情報保護審議会条例

### 1 制定の理由

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）についても個人情報保護法の規定が適用され、地方公共団体等に対する個人情報の開示請求等に係る審査請求（(2)において「審査請求」という。）については、行政不服審査法の規定により地方公共団体に置かれる機関（以下「行審法の諮問機関」という。）への諮問を要することとされた。
- (2) 県では、個人情報の保護に関する条例に基づく審査請求について調査審議する情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が、行審法の諮問機関として個人情報保護法に基づく審査請求について引き続き調査審議することとし、行審法の諮問機関は、行政不服審査法の規定により組織及び運営に関する事項を条例で定めるものとされていることから、審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

### 2 制定の概要

#### (1) 趣旨（第1条関係）

情報公開・個人情報保護審議会条例の趣旨を定める。

#### (2) 所掌事務（第2条関係）

ア 審議会は、情報公開条例に規定する実施機関等（以下「情報公開実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) 情報公開条例に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

(イ) 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項に関すること。

イ 審議会は、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）に規定する実施機関等（以下「個人情報保護実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) 個人情報保護法に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

(イ) 個人情報保護法に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に対する審査に関すること。

(ウ) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるものとして個人情報保護法施行条例で定める事項

(エ) 特定個人情報保護評価に関する規則の規定により意見を聴くこととされた事項

ウ 審議会は、ア(ア)及び(イ)に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては情報公開実施

機関等に、イ(ア)から(エ)までに掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては個人情報保護実施機関等に建議することができるものとする。

(3) 組織（第3条関係）

審議会は、委員10人以内で組織するものとする。

(4) 委員（第4条関係）

ア 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱するものとする。

イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ウ 委員は、再任されることができるものとする。

(5) 会長及び副会長（第5条関係）

ア 審議会に、会長及び副会長を置くものとする。

イ 会長及び副会長は、委員の互選によって定めるものとする。

ウ 会長は、会務を総理し、審議会を代表するものとする。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

オ 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理するものとする。

(6) 会議（第6条関係）

ア 審議会は、会長が招集するものとする。

イ 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

ウ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(7) 部会（第7条関係）

ア 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができるものとする。

イ 部会に属すべき委員は、会長が指名するものとする。

ウ 部会に、部会長を置くものとする。

エ 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名するものとする。

オ 部会長の職務及び部会の会議については、(5)ウ及び(6)を準用するものとする。

カ 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができるものとする。

(8) 補則（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定めるものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日



### 3 当せん金付証券の発売

当せん金付証券（宝くじ）の令和5年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000 千円

# ひょうごビジョン 2050 の推進状況報告書 (令和 4 年度)

令和 4 年 11 月

兵 庫 県

## 目 次

I	ひょうごビジョン 2050 の概要	3
II	推進状況の評価	4
III	ビジョンの推進状況	
1	自分らしく生きられる社会	14
2	新しいことに挑戦できる社会	15
3	誰も取り残されない社会	16
4	自立した経済が息づく社会	17
5	生命の持続を先導する社会	18

# I ひょうごビジョン2050の概要

## 1 ビジョンの役割

- (1) 基本的な性格 ・県民が共にめざす姿を描く ・県民が主役になり、地域から取り組む  
・変化を生み出し、成長する
- (2) 展望年次 ・私たちの子や孫が生きる 30 年先の 2050 年頃のめざす姿を描く
- (3) 県政上の位置づけ ・県が進める政策の羅針盤として運用
- (4) 全県と地域 ・全県ビジョンと一体的に 9 つの地域ごとの地域ビジョンを策定

- ## 2 社会潮流の変化
- ・人口減少・超高齢化 ・地球からの警鐘 ・テクノロジーの進化
  - ・世界の成長と一体化 ・経済構造の変容 ・価値観と行動の変化

- ## 3 兵庫の強み
- ・五国の個性 ・進取の気風 ～ 開放的な地域性 ～ ・培ってきた地力

- ## 4 策定の視点
- ・県民の想いに共通し、兵庫の強みでもある「開放性」をキーワードに  
兵庫の未来を描き取り組む

### <県民の想い>

- ・多様な価値を認め、変化に柔軟に対応できる社会を
- ・自分なりの生き方が選択できる自由度の高い社会を
- ・人と人のつながりを育み、共に歩む「包摂」を
- ・未来を担う次代のために社会の「持続」を

## 5 めざす姿

2050年の  
兵庫の姿

誰もが希望を持って生きられる  
一人ひとりの可能性が広がる

包摂

×

挑戦

▽

躍動

『躍動する兵庫』

5  
つ  
の  
め  
ざ  
す  
社  
会

I 自分らしく生きられる社会

- ① 自由になる働き方
- ② 居場所のある社会
- ③ 世界へ広がる交流

II 新しいことに挑戦できる社会

- ④ みんなが学び続ける社会
- ⑤ わきあがる挑戦
- ⑥ わきたつ文化

III 誰も取り残されない社会

- ⑦ みんなが生きやすい地域
- ⑧ 安心して子育てできる社会
- ⑨ 安心して長生きできる社会

IV 自立した経済が息づく社会

- ⑩ 循環する地域経済
- ⑪ 進化する御食国
- ⑫ 活動を支える確かな基盤

V 生命の持続を先導する社会

- ⑬ カーボンニュートラルな暮らし
- ⑭ 分散して豊かに暮らす
- ⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

## II 推進状況の評価

### 1 「兵庫のゆたかさ指標」の概要

#### (1) 趣旨

ひょうごビジョン 2050 が指し示す将来像ごとに、統計や事業量では測りきれない生活の質や豊かさを明らかにするための主観指標「兵庫のゆたかさ指標」を設定し、指標による県民意識調査の結果をもとに、ビジョンの推進状況を点検・評価する。

#### (2) 調査方法（県民意識調査）

- ・ 設 問 数 : 48 項目（全体評価（4 項目）及びめざす姿（各 2～3 項目）で構成）
- ・ 対 象 者 : 県内に居住する満 18 歳以上の男女個人 5,000 人  
（各市町の住民基本台帳をもとに無作為抽出）
- ・ 調 査 期 間 : 令和 4 年 8 月 19 日から 9 月 16 日
- ・ 回 収 率 : 45.5% (2,275/5,000)
- ・ 有効回答数 : 2,250

#### (3) 評価方法

調査項目ごとに 5 段階で得られた回答（1. そう思う～5. そう思わない 等）を肯定的なものから 5 点～1 点に点数化し、これを 10 点満点に換算した（最高点 10 点、中間点 6 点、最低点 2 点）。

### 2 評価結果

#### (1) めざす姿別の評価

⑪進化する御食国（7.06）、⑬カーボンニュートラルな暮らし（7.03）が 7 点台で評価が高い一方、⑤わきあがる挑戦（5.10）、⑩循環する地域経済（5.13）は 5 点台前半にとどまっている。

5つのめざす社会	15のめざす姿	調査結果
自分らしく 生きられる社会	①自由になる働き方	5.71
	②居場所のある社会	6.20
	③世界へ広がる交流	5.99
新しいことに 挑戦できる社会	④みんなが学び続ける社会	5.60
	⑤わきあがる挑戦	5.10
	⑥わきたつ文化	5.84
誰も取り残されない社会	⑦みんなが生きやすい地域	5.43
	⑧安心して子育てできる社会	6.26
	⑨安心して長生きできる社会	6.74
自立した経済が 息づく社会	⑩循環する地域経済	5.13
	⑪進化する御食国	7.06
	⑫活動を支える確かな基盤	6.75
生命の持続を 先導する社会	⑬カーボンニュートラルな暮らし	7.03
	⑭分散して豊かに暮らす	6.60
	⑮社会課題の解決に貢献する産業	5.91

※ めざす姿ごとの平均

## (2) 各調査項目の点数

	めざす姿		調査項目(ゆたかさ指標)	結果	
全体評価	総合的 生活満足度	1	あなたは、全体として、今の生活に満足していますか。	7.15	
		2	あなたは、全体として、将来の生活に不安を感じますか。	4.81	
		3	あなたは、住んでいる地域のことに関心がありますか。	7.53	
		4	あなたは、住んでいる地域にこれからも住み続けたいですか。	8.29	
自分らしく生きられる社会	①自由な 働き方	5	多様な働き方を選択しやすい社会だと思いますか。 キーワード:テレワーク、在宅勤務、フレックスタイム、副業など	5.41	
		6	自分にあった職業への就職や転職がしやすい社会だと思いますか。	4.88	
		7	あなたは、しごとと自分の生活の両立ができていますか。	6.84	
	②居場所 のある社会	8	あなたには、職場や学校、家庭以外に、安心感や充実感を得られる場がありますか。 キーワード: サークル、スポーツクラブ、コミュニティカフェなど	5.55	
		9	あなたは、住んでいる地域で、異なる世代の人とつきあいがありますか。	5.89	
		10	あなたには、知人や親戚など頼りになる人が近所にいますか。	7.15	
	③世界へ 広がる交流	11	お住まいの地域には、自慢したい地域の宝(風景や産物、文化など)がありますか。	6.20	
		12	あなたは、外国の文化や人々と接してみたいと思いますか。	6.15	
		13	お住まいの地域は、外国人にも暮らしやすい環境が整っていると思いますか。	5.61	
	新しいことに挑戦できる社会	④みんなが 学び続ける 社会	14	お住まいの地域では、子どもの自ら学び考える力を伸ばす教育が行われていると思いますか。	6.12
			15	あなたには、目的を持って学んでいるものがありますか。	5.64
			16	新たな知識や技能を身につけたり、専門性をみながために、だれもが学びたいときに学び直すことのできる社会になっていると思いますか。	5.04
		⑤わきあがる 挑戦	17	若者が希望を持てる社会だと思いますか。	4.76
18			商売、事業を新たに始めやすい社会だと思いますか。	4.86	
19			あなたは、ボランティアなどで社会のために活動していますか、またはしてみたいですか。	5.70	
⑥わきたつ 文化		20	あなたは、暮らしの中でスポーツをしたりスポーツ観戦を楽しんだりしていますか。	5.96	
		21	あなたは、暮らしの中で芸術文化を楽しむ機会を持っていますか。	5.61	
		22	お住まいの地域では、伝統芸能・文化などが受け継がれていると思いますか。 キーワード:祭りなどの年中行事、民謡・民舞、能、歌舞伎、伝統工芸など	5.96	
誰も取り残されない社会		⑦みんなが 生きやすい 地域	23	孤立しがちな人を生まないように気をつけよう社会であると感じますか。	4.81
	24		ハラスメントの予防・解決に向けた取組が社会全体として進んでいると思いますか。 キーワード:セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど	5.30	
	25		お住まいの地域には、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、暮らしやすい環境が整っていると思いますか。	6.19	
	⑧安心して 子育てできる 社会	26	子育てとの両立がしやすい労働環境が整っている社会だと思いますか。	5.11	
		27	お住まいの地域には、地域で子どもを見守り育てる環境がありますか。	6.66	
		28	お住まいの地域では、安心して楽しく子育てできると感じますか。	7.00	
	⑨安心して 長生きできる 社会	29	あなたは、心身ともに健康であると感じますか。	6.83	
30		お住まいの地域には、安心できる医療の環境が整っていると思いますか。	6.90		
31		お住まいの地域は、高齢になっても安心して暮らし続けられる地域だと思いますか。	6.50		
自立した経済が息づく社会	⑩循環する 地域経済	32	お住まいの地域の駅前や商店街に活気があると思いますか。	5.21	
		33	お住まいの地域の企業に活気があると思いますか。	5.32	
		34	お住まいの地域には、優れた製品・技術・ブランド力をもった企業があることを知っていますか。	4.88	
	⑪進化する 御食国	35	地元や県内の農林水産業に活気があると思いますか。	5.68	
		36	あなたは、地元や県内でとれた野菜、果物、魚介類、肉などの食材を買っていますか。	7.31	
		37	あなたは、食品廃棄物をできるだけ出さない暮らしを心がけていますか。 キーワード:食品ロス、フードロス、食べ残し、賞味期限など	8.18	
	⑫活動を 支える確かな 基盤	38	あなたは、家庭で災害に対する自主的な備えをしていますか。	6.07	
39		お住まいの地域は、治安が良く、安心して暮らせると感じますか。	7.41		
40		お住まいの地域の公共交通は便利であると思いますか。	6.76		
生命の持続を先導する社会	⑬カーボン ニュートラルな 暮らし	41	お住まいの地域では、山、川、海などの自然環境が守られていると思いますか。	6.84	
		42	あなたは、日頃から節電・省エネに取り組んでいますか。	7.32	
		43	あなたは、製品を購入する際に、環境に配慮したものを選んでいきますか。	6.92	
	⑭分散して 豊かに暮らす	44	あなたは、住んでいる地域に愛着や誇りを感じますか。	7.36	
		45	あなたは、住んでいる地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加していますか、または参加したいと思いますか。	5.90	
		46	ICT(情報通信技術)などにより、どこにいても便利に暮らせる社会になってきていると思いますか。 キーワード:ビデオ通話、テレワーク、オンラインショッピング、オンライン診療など	6.54	
	⑮社会課題の 解決に貢献する 産業	47	お住まいの地域には、生活の不便さを補うさまざまなサービスが増えていると思いますか。 キーワード:買物代行、移動販売、配食サービス、送迎サービスなど	6.06	
48		兵庫県は、社会を先導する新しい産業が活発な県だと思いますか。 キーワード:先端医療、ロボット、環境、エネルギー、新素材、IT、航空宇宙産業など	5.76		

### (3) 総合的満足度、めざす姿別の主な特徴

#### ア 総合的満足度

ひょうごビジョン 2050 の掲げる「めざす姿」別の設問とは別に、総合的な満足度に関する設問を4問設定している。

「全体として今の生活に満足か」に対する回答の平均は7.15と、個別分野の意識に関わらず、総合的な満足度としては高い水準と言える。

一方で、「将来の生活に不安を感じるか」については、60代以下のすべての世代が4点台で、平均4.81と、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、物価高騰など、不透明な社会経済の先行きへの不安などもあり、低い水準にとどまっている。

「住んでいる地域のことに関心があるか」については、7.53と高く、また、「住んでいる地域にこれからも住み続けたいか」については8.29と、48の設問中もっとも高い評価となった。

2 あなたは、全体として、将来の生活に不安を感じますか。

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
4.51	4.38	4.50	4.44	4.66	5.10	5.83	4.81

#### イ 自分らしく生きられる社会

##### ① 自由になる働き方

「多様な働き方を選択しやすい社会か」はどの地域も4～5点台にとどまっている。

「自分にあった就職や転職がしやすい社会か」についても同様に、すべての地域で4～5点台と県民の実感は低く、経済雇用情勢の不透明感や、雇用の流動性が高まっていない現状が反映されている。

一方、「しごとと自分の生活の両立ができていくか」については平均6.84と、ワーク・ライフ・バランスの実現については比較的高い水準にある。

5 多様な働き方を選択しやすい社会だと思いますか。

(キーワード:テレワーク、在宅勤務、フレックスタイム、副業など)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.24	5.73	5.65	5.61	5.24	5.34	4.89	4.80	5.13	5.07	5.41

6 自分にあった職業への就職や転職がしやすい社会だと思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
4.76	5.20	5.08	4.99	4.69	4.74	4.43	4.53	4.72	4.58	4.88

##### ② 居場所のある社会

「職場や学校、家庭以外に、安心感や充実感を得られる場があるか」については、平均が5点台にとどまっており、10代・20代が特に低い。

「地域で多世代のつきあいがあるか」については、平均は5.89だが、地域別では、西播磨、但馬、丹波、淡路で6点台後半、神戸で5.39と、地方部と比較して都市部で低い傾向にある。

「頼りになる人が近所にいるか」についても神戸がもっとも低くなっているが、全体的に7.15と高い水準にある。

8 あなたには、職場や学校、家庭以外に、安心感や充実感を得られる場がありますか。  
(キーワード：サークル、スポーツクラブ、コミュニティカフェなど)

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.04	5.14	5.16	5.26	5.73	6.01	5.98	5.55

9 あなたは、住んでいる地域で、異なる世代の人とつきあいがありますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.39	5.82	5.99	6.07	6.19	5.97	6.69	6.61	6.71	6.69	5.89

10 あなたには、知人や親戚など頼りになる人が近所にいますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.67	7.07	7.02	7.66	7.54	7.36	7.84	7.61	7.62	7.46	7.15

### ③ 世界へ広がる交流

「自慢したい地域の宝があるか」については、どの地域も5～6点台にとどまっており、各地域において、地域資源を活かしながら新たな魅力を創出していく一層の取組が望まれる。

「外国人にも暮らしやすい環境か」については、在留外国人数の多い都市部（神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨）でも5～6点台であり、外国人県民の生活環境の充実をさらに進めていく必要がある。

11 お住まいの地域には、自慢したい地域の宝(風景や産物、文化など)がありますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.87	6.04	6.30	6.52	6.10	6.64	6.37	6.42	6.54	6.47	6.20

13 お住まいの地域は、外国人にも暮らしやすい環境が整っていると思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.99	6.22	5.50	5.54	4.84	5.20	4.65	4.56	4.89	4.60	5.61

### ウ 新しいことに挑戦できる社会

#### ④ みんなが学び続ける社会

「子どもの自ら学び考える力を伸ばす教育が行われていると思うか」については、10代・20代が5.63と、子どもの年代に近いほど実感がなく、評価が低い。

「目的を持って学んでいるものがあるか」については、10代・20代は7.49だが、その他の世代の平均が5.57と低い。「学びたいときに学び直すことのできる社会か」については、いずれの世代も4～5点台と低い傾向にある。

14 お住まいの地域では、子どもの自ら学び考える力を伸ばす教育が行われていると思いますか。

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.63	5.95	5.95	6.15	6.14	6.19	6.48	6.12



15 あなたには、目的を持って学んでいるものがありますか。

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
7.49	5.86	5.98	5.37	5.36	5.44	5.42	5.64

16 新たな知識や技能を身につけたり、専門性をみがぐために、だれもが学びたいときに学び直すことのできる社会になっていると思いますか。

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
4.92	4.66	4.85	5.00	4.92	5.17	5.63	5.04

## ⑤ わきあがる挑戦

「若者が希望を持てる社会か」については、「将来の生活に不安を感じるか」と同様、先行きの不透明感を反映してか 4.76 と低い。また、30代以下の若者世代の評価がもっとも低くなっている。

「商売、事業を新たに始めやすい社会か」については平均 4.86 と低く、起業・創業に対する壁を感じていることがうかがえる。また、差は大きくないものの、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨の平均が 4.96 で、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の平均が 4.45 と、地方部が低くなっている。

17 若者が希望を持てる社会だと思いますか。

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
4.25	4.25	4.46	4.71	4.62	4.90	5.78	4.76

18 商売、事業を新たに始めやすい社会だと思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
4.72	5.19	5.02	5.14	4.57	4.72	4.29	4.27	4.62	4.48	4.86

## ⑥ わきたつ文化

「暮らしの中でスポーツ・スポーツ観戦を楽しむ」については、阪神南が 6.69 ともっとも高く、隣接する阪神北、神戸がそれに続き、もっとも低い但馬と 1.47 ポイントの差がある。「暮らしのなかで芸術文化を楽しむ」についても、もっとも高い阪神南が 5.98、それに続く神戸、阪神北、もっとも低い但馬との差が 1.08 と同様である。年代別ではいずれも、40代・50代の評価が高く、30代が低い。

「伝統芸能・文化が受け継がれている地域か」については、神戸、阪神南、阪神北が 5点台と、相対的に都市部で低い傾向がうかがえる。年代別には目立った違いは見られない。

20 あなたは、暮らしの中でスポーツをしたりスポーツ観戦を楽しんだりしていますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.94	6.69	6.06	5.78	5.62	5.34	5.82	5.22	5.51	5.57	5.96

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.92	5.31	6.25	6.19	5.60	6.07	6.26	5.96

21 あなたは、暮らしの中で芸術文化を楽しむ機会を持っていますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.83	5.98	5.81	5.59	5.10	4.97	5.10	4.90	5.42	5.11	5.61

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.51	5.17	5.72	5.78	5.67	5.58	5.69	5.61

22 お住まいの地域では、伝統芸能・文化などが受け継がれていると思いますか。

(キーワード:祭りなどの年中行事、民謡・民舞、能、歌舞伎、伝統工芸など)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.33	5.58	5.99	6.01	6.72	7.04	6.89	6.25	6.80	6.66	5.96

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.88	5.75	5.96	6.16	6.02	5.85	5.93	5.96

## エ 誰も取り残されない社会

### ⑦ みんなが生きやすい地域

「孤立しがちな人を生まないように気にかけて合う社会か」についてはどの地域も4～5点台と低い。

「ハラスメントの予防・解決に向けた取組が社会全体として進んでいるか」については、平均5.30にとどまっている。地域差、年代差もあまり見られず、全体として実感が低い。

「年齢・性別・障害の有無などに関わりなく暮らしやすい環境が整っているか」については、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨の平均が6.30、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の平均が5.62と、都市部と比較して、地方部が低くなっている。

23 孤立しがちな人を生まないように気にかけてあう社会であると感じますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
4.73	4.74	4.90	4.88	5.02	4.70	4.77	5.06	5.20	5.06	4.81

24 ハラスメントの予防・解決に向けた取組が社会全体として進んでいると思いますか。

(キーワード:セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.25	5.25	5.53	5.33	5.40	5.32	5.12	5.14	5.15	5.15	5.30

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.31	5.25	5.21	5.34	5.11	5.25	5.73	5.30

25 お住まいの地域には、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、暮らしやすい環境が整っていると思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.20	6.43	6.38	6.34	5.65	6.15	5.79	5.44	5.72	5.48	6.19

## ⑧ 安心して子育てできる社会

「子育てとの両立がしやすい労働環境が整っているか」については、子育て世代を含めたすべての年代、すべての地域で4～5点台にとどまっており、育児サポート制度の充実、多様な働き方の導入などを一層推進していく必要がある。

一方、「地域で子どもを守り育てる環境があるか」「安心して楽しく子育てができる地域か」についてはすべての年代・地域で6点を超過しており、子育て中の親子の居場所づくりや相談支援、登下校の見守りなど、地域で子どもを育てる環境づくりが浸透しつつあることがうかがえる。

26 子育てとの両立がしやすい労働環境が整っている社会だと思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.03	5.38	5.12	5.27	4.87	5.03	4.75	4.87	4.87	4.99	5.11

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
4.97	4.44	4.92	5.04	5.10	5.21	5.72	5.11

27 お住まいの地域には、地域で子どもを見守り育てる環境がありますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.33	6.61	6.65	7.13	6.89	6.97	6.78	6.52	6.99	6.22	6.66

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
6.37	6.51	6.49	6.80	6.66	6.78	6.73	6.66

28 お住まいの地域では、安心して楽しく子育てできると思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.88	6.89	7.28	7.37	6.90	6.91	7.00	6.66	7.03	6.66	7.00

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
6.69	6.82	7.02	7.11	6.87	7.08	7.24	7.00

## ⑨ 安心して長生きできる社会

「心身ともに健康か」「安心できる医療の環境が整っているか」「高齢になっても安心して暮らし続けられる地域か」については、いずれも神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨の平均が、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の平均を上回っており、医療機関や福祉サービス事業所が数多く立地する都市部の値が高くなっている。

29 あなたは、心身ともに健康であると感じますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.74	7.12	6.94	7.03	6.63	6.63	6.57	6.40	6.61	6.45	6.83

30 お住まいの地域には、安心できる医療の環境が整っていると思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.95	7.39	6.66	7.30	6.28	7.00	5.95	5.92	6.49	5.91	6.90

31 お住まいの地域は、高齢になっても安心して暮らし続けられる地域だと思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.43	6.87	6.56	6.81	5.87	6.56	5.96	5.71	5.91	5.71	6.50

## オ 自立した経済が息づく社会

### ⑩ 循環する地域経済

「駅前や商店の活気」「地域の企業の活気」については、平均が5点前半にとどまっております。18「商売、事業を新たに始めやすい社会か」と同様、地方部（北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）が低くなっている。

32 お住まいの地域の駅前や商店街に活気があると思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.71	6.13	5.38	5.39	3.31	4.80	3.44	3.03	3.47	3.53	5.21

33 お住まいの地域の企業に活気があると思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.34	5.60	5.33	5.57	4.83	5.33	4.75	4.41	5.15	4.62	5.32

### ⑪ 進化する御食国

「地元や県内でとれた農林水産食材を買っているか」については、阪神南の6.85から淡路の8.29まで、地域差がみられるものの、全体としては7.31と高い水準にある。

「食品廃棄物を出さない暮らし」についてはすべての年代・地域で8点台と高い水準で、食の分野での環境意識の高まりが感じられる。

36 あなたは、地元や県内でとれた野菜、果物、魚介類、肉などの食材を買っていますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
7.30	6.85	7.10	7.37	7.53	7.43	7.93	8.18	7.80	8.29	7.31

37 あなたは、食品廃棄物をできるだけ出さない暮らしを心がけていますか。

(キーワード:食品ロス、フードロス、食べ残し、賞味期限など)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
8.23	8.24	8.21	8.08	8.01	8.06	8.15	8.20	8.36	8.00	8.18

### ⑫ 活動を支える確かな基盤

「家庭で災害に対する自主的な備えをしているか」については、阪神淡路大震災の被害の大きかった神戸、阪神南、阪神北が6点台だが、その他の地域は5点台にとどまっております。あらためて防災意識の底上げが必要である。

「治安がよく安心して暮らせる地域」についてはすべての地域で7点台と高い。

「便利な公共交通」については、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨の都市部が6～8点台であるのに対し、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路といった地方部が4点台となった。

38 あなたは、家庭で災害に対する自主的な備えをしていますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.21	6.31	6.36	5.77	5.65	5.65	5.81	5.93	5.80	5.99	6.07

39 お住まいの地域は、治安が良く、安心して暮らせるとお考えですか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
7.23	7.27	7.87	7.54	7.38	7.19	7.66	7.59	7.71	7.57	7.41

40 お住まいの地域の公共交通は便利であるとお考えですか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
7.57	8.07	6.67	6.68	4.39	6.34	4.64	4.01	4.23	4.13	6.76

## カ 生命の持続を先導する社会

### ⑬ カーボンニュートラルな暮らし

「自然環境が守られているか」「環境に配慮した購入行動をとっているか」については、すべての地域で6点台後半から7点台、「節電・省エネに取り組んでいるか」については、すべての地域で7点を超えており、環境意識の高まりが感じられる。

世代別に見ると「節電・省エネに取り組んでいるか」「環境に配慮した購入行動をとっているか」については、10代・20代がもっとも低くなっており、若年層の環境意識をさらに高めていく必要がある。

41 お住まいの地域では、山、川、海などの自然環境が守られているとお考えですか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.98	6.69	7.24	6.73	6.52	6.53	7.01	7.01	6.73	6.60	6.84

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
7.18	6.63	6.75	6.76	6.87	6.76	7.17	6.84

42 あなたは、日頃から節電・省エネに取り組んでいますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
7.30	7.42	7.27	7.31	7.50	7.23	7.17	7.41	7.49	7.21	7.32

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
6.24	6.74	6.94	7.48	7.41	7.71	7.75	7.32

43 あなたは、製品を購入する際に、環境に配慮したものを選んでおられますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
7.00	6.98	6.86	6.79	7.13	6.79	6.96	6.84	6.89	6.81	6.92

18～29歳	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	平均
5.63	6.32	6.46	6.96	6.96	7.46	7.52	6.92

⑭ 分散して豊かに暮らす

「地域に愛着や誇りを感じるか」については、すべての地域で6点台後半から7点台と高く、4「住んでいる地域にこれからも住み続けたいか」(8.29)とも符号している。

「住んでいる地域をよりよくしたり盛り上げたりする活動に参加しているか」については、神戸、阪神南、阪神北、東播磨、中播磨の平均が5.86、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の平均が6.26と、差は大きくないが、地方部が都市部より高い。

「ICTなどによりどこにいても便利に暮らせる社会になってきているか」については平均6.54と6点台後半で、一定程度の実感は得られてきている。

44 あなたは、住んでいる地域に愛着や誇りを感じますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
7.31	7.76	7.52	7.44	6.83	7.04	7.24	6.81	7.26	7.05	7.36

45 あなたは、住んでいる地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加していますか  
または参加したいと思いますか。

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
5.64	6.03	5.91	5.97	6.13	5.73	6.39	6.07	6.38	6.31	5.90

⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

「生活の不便さを補うサービスが増えているか」について、もっとも低いのは但馬の5.30、もっとも高いのは阪神南の6.34で、ばらつきはあるが、概して都市部の方が高い。

「社会を先導する新しい産業」については、平均5.76と低く、先端分野での技術開発支援などを促進していくことが重要である。

47 お住まいの地域には、生活の不便さを補うさまざまなサービスが増えていると思いますか。  
(キーワード:買物代行、移動販売、配食サービス、送迎サービスなど)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	全県
6.06	6.34	6.24	6.08	5.66	5.92	6.04	5.30	5.76	5.53	6.06

### Ⅲ ビジョンの推進状況

#### 1 自分らしく生きられる社会

##### ① 自由になる働き方

いろいろな働き方を自分の意思で選ぶことができ  
自分なりの役割を見出せる社会

【自分にあった仕事、多様な働き方、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス】

- 県内で正社員として働きたい求職者を対象に、県内企業とのマッチングを促進する「おためし企業体験 in HYOGO」を実施 (R4.10 時点 82 人参加)
- ひょうご仕事と生活センターに「ひょうごテレワークサポートセンター」を設置 (R4.4) し、テレワークの導入から定着までを総合的にサポート (R4.9 時点 ICT 相談 48 件、ICT 専門家派遣 92 件、テレワーク導入支援助成金 44 件)
- 企業における女性活躍の取組状況を「見える化」するための仕組みとして「ひょうご女性活躍推進企業認定制度」を創設 (R4.11 開始)
- 女子学生がライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組む「わたしのキャリア研究会」を開催 (18 大学 85 名参加)
- ワーク・ライフ・バランスの先進的な取組を実施している企業を「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」として認定し、特に優れた取組を行う企業を表彰 (R4.9 時点認定企業 398 社、表彰企業 139 社)



わたしのキャリア研究会  
キックオフミーティング



ワーク・ライフ・バランスフェスタ  
表彰式

##### ② 居場所のある社会

みんなに人とつながれる居場所があり  
孤独を感じないで暮らせる社会

【ひきこもり、地域コミュニティ拠点、子どもの居場所、悩みを相談できる場】

- 外出等が困難なひきこもり当事者の社会参加を支援するため、匿名で参加できるオンラインコミュニティを WEB 上に開設 (R4.5)
- 「商店街地域コミュニティの拠点づくり」事業を創設し、商店街の空き店舗を活用したコミュニティカフェ、コワーキングスペース、子ども食堂等の地域コミュニティ拠点の開設を支援 (R4.10 時点 1 件採択済)
- 子どもたちにあたかな食事や居場所を提供する「子ども食堂」に対し、長期化する物価高騰により増加が見込まれる食材費等の補助を開始し、運営継続を支援 (R4.9 時点食材費等支援 29 カ所)
- 地域の大人が見守るなか、子どもたちが仲間と交流し、自由に遊ぶ「子どもの冒険ひろば」の開設を支援 (R4:48 カ所)
- 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育てに関する相談や情報交換等を行う「まちの子育てひろば」の開設を支援 (R4.8 時点 1,932 カ所)



子ども食堂



子どもの冒険広場

##### ③ 世界へ広がる交流

五国の多彩な魅力が人をひきつけ  
国内外との双方向の交流が活発に行われる社会

【五国の個性、交流人口、外国人県民が安心して暮らせる環境、グローバル人材】

- 「兵庫テロワール旅」をテーマに、地域に根差した食や文化、歴史的背景等を体験する「兵庫デスティネーションキャンペーン」のプレキャンペーンを開催 (R4.7~R4.9)
- SDGs を体現する地域の取組を世界に発信する「ひょうごフィールドパビリオン」の全県での展開に向け、県内各地から「SDGs 体験型地域プログラム」の募集を開始 (強化募集期間 R4.6~R4.12)
- 「兵庫県域の大阪湾ベイエリア活性化推進協議会」を設置 (R4.5) し、圏域経済の活性化や交流人口の拡大等を描く新たな将来ビジョンを示した基本方針を策定 (R5.3 予定)
- ふるさとひょうご寄付金でのウクライナ避難民支援の呼びかけに寄せられた 6,500 万円を超える寄付金を活用し、生活支援金の給付、公民連携プラットフォーム「ひょうごウクライナ避難民支援サイト」の開設など、避難生活を総合的に支援する「ひょうごウクライナ支援プロジェクト」を展開
- 海外留学への気運を高めるため、「兵庫県高校生留学フェア」を開催 (R4.7 開催 134 人参加) するとともに、海外留学する高校生への費用を支援



兵庫テロワール旅「WEST EXPRESS 銀河」出発式



第 1 回大阪湾ベイエリア  
活性化推進協議会

## 2 新しいことに挑戦できる社会

### ④ みんなが学び続ける社会

子どもの個性を伸ばす教育が行われ  
大人になってからも学び続けられる社会

【多様な学び、リカレント教育、探究型の学び、地域に学ぶ体験学習、生涯学習】

- 国内外で活躍する「未来を創造する力を備えた人材」を育成するため、文理を横断した複眼的視野により創造力や課題解決能力を高める「STEAM 教育」を指定校 3 校で実施（兵庫高校、加古川東高校、豊岡高校）
- 中小企業を支える DX 人材の育成のため、関西学院大学が提供する「AI 活用人材育成プログラム」の受講支援や、県立大学と連携した新たなプログラムの作成を行う「中小企業 DX 人材育成リカレント教育事業」を展開（R4.10 時点受講者数 134 人）
- 「ひょうご SDGs スクールアワード」を創設し、子ども主体で SDGs の推進に取り組む学校園を募集（R5.2 表彰予定）
- 中学生が職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を全県下で実施（R4:353 校 43,900 人参加予定）
- 高齢者の生涯学習の場として、また地域貢献活動へ参画するきっかけとして、兵庫県高齢者大学を運営（R4 受講者数 2,292 名）



STEAM 特別講座(電子工作)  
(加古川東高校)



高齢者大学

### ⑤ わきあがる挑戦

アイデアを形にする実践が無数に行われ  
新しいチャレンジが次々と生まれる社会

【起業体験教育、再チャレンジ起業、起業家ネットワーク】

- 県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型起業教育プログラム「ひょうごスタートアップアカデミー」を開設（R4:中高 6 校にモデル導入）
- 起業に再挑戦できる機運を醸成するため、再チャレンジ起業家を支援するアクセラレーションプログラムを創設（R4.11 採択予定）
- 県内コワーキングスペースのネットワーク化を推進。起業家・支援者によるコミュニティを構築し、関係者の交流促進による協業・成長機会を創出（コワーキングスペース運営者会議を R4.11 スタート）
- 商店街の空き店舗への若者や女性の新規出店を支援する「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業」を創設（R4.10 時点 2 件採択済）



ひょうごスタートアップアカデミー  
公開授業の知事視察  
(啓明学院中学校)

### ⑥ わきたつ文化

文化が暮らしの中心にあり  
伝統と革新が織りなす多彩な表現活動が展開される社会

【誰もが芸術文化を楽しめる環境、多様な表現活動、障害者アート・スポーツ、e スポーツ】

- 県立芸術文化施設の無料開放や特別イベントを展開する「ひょうごプレミアム芸術デー」を創設（9 県立施設で R4.7 開催）
- コロナ禍における舞台芸術鑑賞機会の減少を踏まえ、音楽・演劇等の公演に学生を無料招待する制度を創設し、子どもたちへの芸術鑑賞の機会を確保（R4.9 時点 33 公演において 2,178 席を無料開放）
- 芸術文化活動団体の舞台公演や展示会の開催を支援し、芸術文化活動の活性化と県民の鑑賞機会を確保（R4.9 時点 71 件支援）
- 障害者の芸術文化活動の振興のため、障害者芸術作品を常設展示する「兵庫県障害者アートギャラリー」を運営（原田の森ギャラリー内）
- パラスポーツの普及拡大のため、学校や企業などへの出前講座（R4.10 時点 8 回開催）や、車いすテニスなどの各種体験会「パラスポーツ王国 HYOGO&KOBE “夢プロジェクト 2022”」を開催（R4.11）
- 地域を e スポーツで盛り上げる実証実験として、「HYOGO e スポーツフェスタ in 城崎温泉」を開催（R4.10）



ひょうごプレミアム芸術デー



パラスポーツ  
(車いすテニス)



### 3 誰も取り残されない社会

#### ⑦ みんなが生きやすい地域

年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく一人ひとりの個性が大切にされる社会

##### 【社会的孤立、デジタルデバイド、ユニバーサルツーリズム】

- 「兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口」の開設(R4.6)など、ヤングケアラーの早期発見・悩み相談・福祉サービスとの連携などの支援体制を整備
- たんの吸引等の医療的ケアが必要な障害児や家族等に対するワンストップ相談や、家族交流会等を行う「医療的ケア児支援センター」を設置(R4.6)
- デジタルデバイド解消のため、障害者からのパソコンやスマホ等の相談に対応する窓口を開設するとともに、各地域でITスキル入門講座を開催(R4.9時点ITスキル入門講座34回実施)
- インターネット上の誹謗中傷等やLGBT等性的少数者に関する人権相談窓口を開設(それぞれR4.4、R4.9開設)
- 障害の有無や年齢等に関わらず、様々な人が気兼ねなく旅行を楽しめるユニバーサルツーリズムの推進のため、コンシェルジュの育成やおもてなし研修、トップセミナー等を開講し、観光地の受入体制の強化や意識醸成を促進(コンシェルジュ育成研修受講者数20名、トップセミナー参加者数約80名)



ヤングケアラー相談窓口



「ひょうごIT相談コンシェルジュ育成プログラム」講座

#### ⑧ 安心して子育てできる社会

地域に見守られながら安心して子育てができ多様な家族の形を受け入れる社会

##### 【出産・子育て、いじめ・不登校、経済的不安】

- 育児負担の大きい多胎育児家庭の支援のため、自転車やベビーカーなどの購入・レンタル費用の支援を開始(R4.9時点75件)
- 「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」を創設し、ふるさとひょうご寄附金(R4.9募集開始)等を活用した出産費用や資格取得、頼れる居場所づくり等への支援を展開
- 子育て支援を受ける機会が少ない在宅育児世帯を積極的に支援するため、LINEチャット及び電話による子育て相談、専門家によるWeb相談や訪問相談を実施(R4.9時点相談件数223件)
- いじめや不登校など複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校へ支援を行えるよう、学校支援専門員(教員OB・警察OB)、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等で構成する「学校問題サポートチーム」を新設(R4.4)
- 「ひょうご保育料軽減事業」により、保育所・認定こども園等に通う0~2歳児の子どもの保育料を支援



課題を抱える妊産婦支援プロジェクトを実施する「小さいのちのち」代表と知事の懇談



ひょうご子育て相談

#### ⑨ 安心して長生きできる社会

充実した医療・福祉サービスを受けられ何歳まで生きても安心な社会

##### 【充実した医療、健康寿命の延伸、生活習慣の改善、介護サービス】

- ワクチン接種、検査・医療体制の整備、自宅療養者に対するフォローアップ体制の強化など、県民の生命と健康を守るコロナ対策を総合的に展開
- 播磨姫路圏域において、中核的な総合病院として高度専門・急性期医療を担う「県立はりま姫路総合医療センター」を開院(R4.5)
- 従来からの認知症予防検診に加え、新たに市町における認知症予防教室の開催支援を開始(R4補助活用市町数5市町)
- 全身の健康にもつながる歯及び口腔の健康づくりをより一層推進していくため、「歯及び口腔の健康づくり推進条例」を制定(R4.4施行)
- 要介護者の自宅での生活を支援するため、退院直後の在宅生活への移行や看取り期の支援、医療行為等の多様なサービスを24時間365日提供する看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所の整備などを促進



知事のワクチン接種会場視察



はりま姫路総合医療センター(開病記念式典)

## 4 自立した経済が息づく社会

### ⑩ 循環する地域経済

地域の課題に応える仕事が生み出され  
地域の中で価値が循環する社会

#### 【中小企業・地場産業・ものづくり産業、コミュニティビジネス】

- コロナ禍等による経済状況悪化等のリスクに備え、コロナ禍前の融資枠の1.5倍となる5,000億円を融資枠として確保し、中小企業の資金繰りを支援
- 地域の金融機関による事業者への伴走支援（経営改善計画の作成等）に対する補助事業を創設。金融機関と協調して中小企業の経営力強化を促進（R4:12,000事業者を支援）
- SDGsの視点から地場産業のブランド価値を高め、地場製品の魅力向上を図るため、産地組合のSDGsへの取組を新たに支援（R4:13産地）
- 県内4カ所の「スマートものづくりセンター」において、先端技術を活用した中小企業の技術開発、製品開発を支援（R4.9時点 技術相談・指導件数147件）
- 県内4カ所の生きがいしごとサポートセンターで、コミュニティ・ビジネスでの起業を促進する「コミュニティジョブ支援事業」を実施（R4.9時点26団体が起業）



豊岡かばん(漁網再生生地を利用した鞆)



製造工程をIoTで見える化(スマートものづくりセンター)

### ⑪ 進化する御食国

多様な気候風土を活かして多彩な食を生み出し  
地域に豊かな食が行き渡る社会

#### 【地産地消、スマート農業、持続性の高い農林水産業、高品質の畜産物、県産木材の有効活用】

- 県産県消の推進のため、学校給食アドバイザーの派遣や学校給食ファームの育成による県産食材の安定供給体制の構築など「学校給食への県産食材供給拡大対策」をスタート（R4:事業活用予定10市町）
- スマート農業技術の産地課題や企業情報などを集約・発信する専用サイトを開設（R4.11予定）し、スマート技術による課題解決や経営改善を推進
- 県農林水産業の持続的発展のため、農林漁業者のSDGsへの取組を推進する「ひょうご農林水産ビジョン2030×SDGs推進プロジェクト」を始動。事業者への啓発や現場での実践拡大を進め、取組内容を消費者等に広く発信（R4.10にセミナー2回、R5.2にシンポジウム1回予定）
- 但馬牛改良手法にゲノム情報解析を取り入れ、遺伝的多様性を確保しながら、付加価値の高い但馬牛の育成を推進（R4:1,620体のゲノム情報解析予定）
- 県産木材の活用のため、駅等の交通拠点施設に加え、多数の県民が利用する病院や商店街の共有スペース等の木質化を新たに支援（R4.9時点 幼稚園など3箇所）



環境モニタリング機器の実証(スマート農業)



但馬牛  
(城崎系の種雄牛:奥虎)

### ⑫ 活動を支える確かな基盤

交流と安全の基盤が整い  
自ら危機に備える文化も根付く強靱な社会

#### 【ICTの活用、充実した交通基盤、防災・減災、犯罪や事故の減少】

- 地域課題をデジタル技術により解決するモデル市の取組を県・企業等が連携して支援するとともに、その取組成果を県下に広げる「スマートシティモデル事業」を創設（姫路市、加古川市、三木市、三田市、加西市、養父市を公募によりモデル市に選定）
- 県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する基幹道路ネットワークの早期整備を推進（R4.11時点、全体延長916.5km中、開通済772.2km(84.3%)、整備中53.7km(5.9%)、未着手90.6km(9.9%)）
- 福良港海岸の湾口防波堤の整備など、地震・津波対策等の防災・減災対策を実施し、災害に強い県土づくりを推進
- 社会問題となった水上オートバイによる危険行為等への対策として、徐行区域・徐行速度等の自主ルールを設定（都道府県の海域すべてを対象とした独自ルールの設定は全国初）



東播磨道北工区



福良港港口防波堤

## 5 生命の持続を先導する社会

### ⑬ カーボンニュートラルな暮らし

自然との共生が日々の暮らしに浸透し  
地域と世界の持続可能性が高まる社会

【脱炭素・水素社会、カーボンニュートラルポート、グリーンボンド】

- 2050年の水素社会の実現に向け、産学官が連携する「ひょうご水素社会推進会議」を設置(R4.10)し、水素の利活用方策などの具体的な検討を推進
- 燃料電池モビリティの普及・促進を図るため、水素ステーション、パッケージ型水素供給設備、燃料電池バスの導入費用を支援(R4:各1件採択済)
- ものづくり産業やエネルギー産業が集積する播磨臨海地域において、脱炭素化に向けた港湾機能の高度化等をめざし、「播磨臨海地域カーボンニュートラルポート推進協議会」を設置(R4.7)
- 環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの推進を目的とした本県初のSDGs債(グリーンボンド)を発行(国内市場公募SDGs債で過去最多の218件の投資表明があり、R4.9に発行条件決定後、即日完売)



ひょうご水素社会推進会議



燃料電池バス

### ⑭ 分散して豊かに暮らす

自然の豊かさを享受する暮らしが各地で生まれ  
大都市集中が緩和した社会

【多自然地域の活性化、県民主役の地域づくり、地域の担い手確保、空家の再生】

- 多自然地域における地域の活性化やにぎわいの創出に向けた地域の主体的な取組を総合的に支援する「地域づくり総合支援事業」を実施(農業をテーマとした関係人口の拡大、移住促進交流イベントの開催、特産品開発、地域づくり計画の策定などに取り組む地域8地区を支援)
- 地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことのできない鉄路を維持するため、関係市町、事業者、有識者の意見を幅広く聴取する「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」を設置(R4.6)し、官民連携で利用促進策等を検討
- ビジョン実現に向けた地域づくり活動等を行う団体を「地域ビジョン推進チーム」として支援
- 地域の担い手確保や経済活性化に向けて、新たな働き方(マルチワーク)による安定的な雇用環境を創出する「特定地域づくり事業協同組合」の設立を支援(県内初となる香美町・淡路市の2組合をR4.4に認定)
- 空家等を地方回帰の受皿として流通・活用することにより、移住、定住及び交流の促進並びに地域の活性化を図る「空家活用特区条例」を施行(R4.4)



朝来市粟鹿地区  
まちづくり計画プロジェクト  
メンバー会議



香美町地域づくり事業協同  
組合の認定証交付

### ⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

兵庫発の社会課題を解決する産業で  
暮らしの持続可能性を高め国内外を先導する社会

【暮らしの持続可能性を高める産業、社会課題の解決に貢献する産業】

- グローバルなSDGs課題解決に挑むスタートアップの事業構築・海外展開を、県・神戸市・UNOPS(国連サービス機関)連携で支援する「SDGsチャレンジ事業」をスタート(R4:14社採択)
- 民間企業のアイデアやノウハウを活かし、デジタル技術などで社会課題の解決に取り組む「ひょうごTECHイノベーションプロジェクト」を開始(鳥獣害被害×音と光の技術による忌避対策等6件のプロジェクトを展開)
- 次世代産業分野(航空・宇宙・環境・エネルギー・健康・医療)への中小企業等の参入を促進するため、関係分野での新製品の開発を支援(R4:10件採択)
- ドローンの社会実装を加速させるため、先進県である兵庫県において、全国初となる「第1回ドローンサミット」を開催(併催イベント含め約14,000人が来場・視聴)
- SDGsの推進を県内自治体・企業・団体等の参画・連携により進める「ひょうごSDGs Hub」を設立。「ひょうご公民連携プラットフォーム」の枠組みを活用した連携事業や情報発信など、社会課題の解決や地域活性化を様々なステークホルダーの連携によりめざす取組をスタート(R4.10)



SDGsチャレンジ  
Boot Campの様子



ドローンサミット

## 広報・広聴活動の推進について

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

秘 書 広 報 室  
広 報 広 聴 課

## <目 次>

### I 広報活動の推進

1	新型コロナウイルスに関する情報発信	3
2	パブリシティ活動の強化	3
3	効果的な広報媒体の活用	4
4	全庁広報力の充実強化	6
5	県民が参画できる県広報基盤の確立	7
6	マスコットの活用	8
	参考1 各種広報媒体一覧	9
	参考2 各種研修等一覧	11

### II 広聴活動の推進

1	基本的な考え方	12
2	県政への意見・提言の把握	12
3	相談体制の充実	14
4	現地見学の推進	15
	参考 県民モニター調査概要	16

# I 広報活動の推進

## 1 新型コロナウイルスに関する情報発信

新型コロナウイルス感染症について、より多くの人に分かりやすい情報発信に取り組むとともに、感染症拡大防止等に向けた県民への啓発を実施。

### (1) 施策全体の総合発信

対処方針に基づく医療検査体制、県民・事業者への要請・支援など全般にわたる情報提供

### (2) メッセージの発信強化

- ・本部会議の冒頭の公開、会議後の速やかな知事会見の実施
- ・大型モニターや手話通訳士配置による公表内容の見える化
- ・知事の報道番組への出演
- ・動画の作成



YouTube「なおみチャンネル」

### (3) 情報の一元化

県ホームページにおいて、危機管理情報・各種支援情報をワンストップ化

## 2 パブリシティ活動の強化

### (1) 定例会見による発信

県の施策や県内外情勢への対応などについてのタイムリーな情報発信及び報道機関からの幅広い質疑の機会として原則週に1回実施。



### (2) 行事と連動したトップセールスの実施

知事の囲み取材への対応、視察現場や会議の公開、報道番組への知事自らの出演など、取材の機会を増やし、積極的なパブリシティ活動を実施。



視察後の取材対応（水素ステーション）



視察後の取材対応（ウクライナ避難民との意見交換）

### 3 効果的な広報媒体の活用

#### (1) 県民への情報発信

##### ① 兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」(予算額 266,618 千円)

「兵庫県のさまざまなことがわかり、兵庫県のことがもっと好きになる広報紙」をコンセプトに、県政の多分野にわたる施策や事業、県内各地の魅力やイベント情報など県民生活に密着した話題を広く発信。

今年5月からは、スマートフォンでも見やすいページをホームページに作成し発信。

#### 【概要】

- ・規格：タブロイド判 8 ページ (全面フルカラー)
- ・部数：1,400,000部
- ・発行：年12回、毎月1日発行 (4月号は3月31日発行)
- ・地域版：8面地域版は10県民局切り替え
- ・配布方法：新聞折込、公共施設等への配架
- ・その他
  - ① 最新号発行時にSNS広告で発行を周知し、県ホームページへ誘導
  - ② 自治体広報アプリ「マチイロ」、デジタルブック「HYOGO ebooks」「マイ広報紙」などの電子書籍に掲載

#### 【2022年5月号～紙面のリニューアル・SNS広告掲出】

(主な変更点)

- ・横書きに統一し、左綴りに変更
- ・多色使いをさげ、基調色を中心に
- ・本文の背景に色を多用しないなどユニバーサルデザインに配慮

(紙面例)

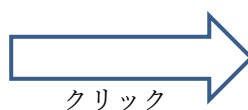


(SNS広告)

デジタル版の閲覧の促進、最新号の発行を周知するため、毎月2項目をピックアップ記事としてランディングページを作成し、Yahoo!やLINE、Twitter、Instagram等SNS媒体へ広告を掲出。



SNS掲載バナー広告例 (R4.11月号)



スマートフォン用ページ

## ② 県民情報テレビ番組「ひょうご発信！」(予算額 72,138 千円)

身近なTV放映の特性を生かし、県政や県の魅力(観光スポット、特産品、地域で活躍する人等)をテンポよく分かりやすく紹介する情報番組を提供。

【放送日時】毎週日曜日 8時30分～8時55分

### 【放送内容】

- ・ 県の取組を分かりやすく紹介
- ・ 県内各地の魅力を観光・グルメ・スゴイ人など様々な切り口で紹介
- ・ 知事自らが県政情報や地域の魅力等を発信
- ・ 新型コロナに関する最新情報や県イベント等のお知らせ



## (2) 県内外への情報発信

### ① インターネット

速報性、双方向性、拡散性、掲載できる情報量が多いなどの特性を生かし、多様な県政情報等を迅速かつきめ細かに発信。

#### ア ホームページ(予算額 23,792 千円)

主要施策や防災、イベント・観光などの県政情報全般を提供。

災害等緊急時には、県政情報を発信しつつも緊急度、重要度が高い情報を目立たせる等、状況に応じて情報を分かりやすく発信。



県ホームページ



Twitter「兵庫県広報」

#### イ SNS (Twitter、Facebook、Instagram)

Twitterでは、防災・減災、イベント、観光情報を発信。

Facebookでは、イベントなどの拡散性を意識した情報を発信。

Instagramでは、県の施策の中で画像による発信効果のある情報やTwitterなど文章では伝わりづらい県の魅力を発信。

#### ウ ひょうごチャンネル

知事記者会見(ライブ・録画)や、施策、イベント等の県政情報を動画配信。

#### エ スマートニュース

日本最大のスマートフォン専用ニュース閲覧アプリ「スマートニュース」と県が提携し、記者発表資料を配信。

## ② 報道・情報番組での県政情報発信(予算額 6,600 千円)

サンテレビ報道番組「キャッチ+ (プラス)」内で、月2回(1放送あたり2分間)県イベントのお知らせ等を紹介。併せて、時宜を得た県の取組等がニュースとして取り上げられるよう積極的に働きかけ。

## ③ 在阪メディアを活用した県の魅力発信(予算額 32,000 千円)

テレビ情報番組とラジオ・SNS等のメディアミックスによるインターネットを連動させながら兵庫のグルメ、特産品、観光スポットや地域創生の取組等、兵庫の魅力を近畿府県を中心に発信。

## ④ ラジオを活用した県の魅力発信強化(予算額 4,634 千円)

ラジオ関西で毎週火曜日、兵庫県の情報コーナー「GO!HYOGO!」を設け、人・モノ・地域などの魅力紹介、県イベントの告知を実施。(番組「Clip」内で約10分間)



## 4 全庁広報力の充実強化

### (1) 専門人材の設置（予算額 12,204千円）

職種	内容	勤務形態
広報アドバイザー	県広報全体の理念・戦略に対する助言	1～2日/月
広報プロデューサー	個別施策に応じた広報戦略の企画・立案、広報物の品質向上に向けた指導の総括	3～4日/週
メディアディレクター	効果的な情報発信のための最適なメディア選択や発信方法等への指導・助言	2日/週
デザインディレクター	ポスター、チラシ、動画等のデザイン向上に向けた指導・助言	2日/週




### (2) 主要事業等への助言

「兵庫デスティネーションキャンペーン」などの各部局等の主要事業等に対して、広報プロデューサー等が助言を行い、戦略的な広報活動を支援。

#### 【実績】

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4.10月末現在
助言等支援	418	263	565	287

#### 【支援事例】

		
HYOGOアサ@プロジェクト	人事委員会職員募集ポスター	ひょうご県議会だより(高校生版)
「朝」という時間帯を切り口に、幅広い企業・団体が協働しやすいプロジェクトとして企画を提案。参加企業のコンセプト共有のため、共通のロゴ・コピーを作成するとともに、軸がぶれないよう、各企業の取組状況にも目を配り、プロジェクト全体をマネジメント。	あえて写真を使わず、テキストのみで視覚的に目立たせ、興味がない学生にも引っかかりを持ってもらうデザイン。目を引くキャッチコピーでつかみ、ボディコピーを読むことで、就職先をどう考えるかについて考えさせ、「公務員もアリかも」と思わせるねらい。	高校生が自分たちの言葉で語るというコンセプトを初めに提示し、インタビューの事前指導、取材当日のフォロー等、生徒たちをバックアップ。高校生が作った新聞だからこそ、あえて大人っぽく格好いい、若者に手に取ってもらえるようなデザインに仕上げた。

### (3) 職員向け研修の実施

広報アドバイザー等が講師となり、県民目線に立った広報マインドの醸成や効果的な広報スキル等の習得を図る階層別の研修、並びに、ニーズに応じた情報発信スキル強化のための実践的な研修を実施。

#### 【実績】

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4.10月末現在
研修受講人数	685人	326人	813人	732人

## 【R4 年度の実施状況】

研修名	対象	研修内容
新任職員研修 (前期)	知事部局及び教育委員会の新規採用職員	県民目線に立った自治体広報のあり方や広報の重要性について認識を深め、広報マインドを醸成 班別研究の課題であるショートムービーの作成にあたり、動画作成のポイントやテクニックを解説
行政職特別研修	行特研修生	自治体広報の方向性・PRのあり方について認識を深め、情報発信力を向上
県民局広報担当者研修	県民局職員	県民局HPや県民だより地域版の効果的な活用方法について事例を交えて講義
部局別広報力向上研修	県職員	県庁職員の広報マインドの醸成およびスキルの向上(危機管理部・福祉部)

## 5 県民が参画できる県広報基盤の確立

### (1) 「兵庫五国連邦(U5H)プロジェクト」の展開(予算額 6,345千円)

WEBに集まる「五国あるあるエピソード」やあるあるマンガなどで、ふるさとへの共感、県内外の交流を図るとともに、県内企業等と協働事業を展開し、基盤を拡充。

また、庁内各部局と連携し、観光や移住・定住をはじめとした施策について、U5Hを活用した事業展開や情報発信を実施。

#### ① 「県民協働型広報」の展開

郷土愛の醸成や県内交流を促進していく上で、当プロジェクトを県民、県内企業、メディアなどの協働先を増やすための装置・基盤と位置づけ、協働パートナーによる広報を実現。引き続き「協働型の新たな広報手法」として県庁内外に提案。

#### ② 既存コンテンツの拡充および庁内他施策との連携

投稿エピソードに基づくあるあるマンガの作成など、これまで培ってきた基盤(プラットフォーム)を継続・発展させていくとともに、移住・定住、観光、物産、教育など庁内他部局の施策と連携し、U5Hを活用した事業展開や情報発信を実施。

### 【他施策との連携】

#### 事例① 「地域自慢映像大賞」受賞校の中学生にインタビュー

自分たちのふるさとの魅力を中学生が紹介する動画を募集し大賞を選ぶコンテスト「地域自慢映像大賞」で、見事大賞に選ばれた、3つの中学校の動画制作に携わった生徒たちに、動画のポイントや制作の裏話などをインタビューし、U5Hホームページで動画とともに紹介。



#### 事例② 兵庫県産食材フェア「兵庫うまいもん自慢選手権」

兵庫五国の食材を使った特別メニューが楽しめる県産食材フェアにおいて、連携先企業からの依頼を受けて、U5Hを活用したランチョンマットを客席に設置し、県産食材や生産地等についてPR。



## (2) 「ヒョーゴアーカイブス」の運営

兵庫の過去と現在の姿を県民とともに保存・活用し、未来に伝えていく web サイトを運営し、ふるさと意識の醸成や五国の多様で豊かな魅力を発信。

### 【概要】

- ・コンテンツ数：R4. 10月末動画88点、写真758点
- ・活用事例：特別展示「アーカイブス展—ひょうごの豊かな海—」を県政資料館で実施（R4）  
NHK等TV局各社での東京オリンピック特集での映像利用等（R1）  
県立図書館での動画放映（H31）



ヒョーゴアーカイブスホームページ



「アーカイブス展—ひょうごの豊かな海—」  
(展示期間：R4. 8/26～11/18)

## (3) MY HYOGO MOVIE 2022 (予算額：4,363千円)

兵庫県の魅力発信につながる動画を国内外を問わず幅広い方から募集。応募者目線でそれぞれの「MY HYOGO」を撮影・応募してもらうことで、兵庫の魅力を広く発信。

### 【概要】

- ・応募方法：YouTube/ Instagram / Twitter/ TikTok に #MYHYOGOMOVIE2022 をつけて動画を投稿し、応募フォームに必要事項を入力
- ・応募総数：160件（募集期間：7月15日～9月30日）
- ・各賞：応募作品を1次選考で12作品に絞りその中から各賞を決定(12月予定)  
(グランプリ・特別賞) 審査員による最終選考で決定  
(オーディエンス賞) 一般投票により決定



## 6 マスコットの活用

県マスコット「はばタン」による県政等のPRを実施

### 【主な活用例】

- ・ポスターやキャンペーンでの活用
- ・首都圏や県内外のイベント出演
- ・民間企業と連携し、県産食材使用商品等へのデザイン使用

### 【実績】

区分	R1年度	R2年度	R3年度
着ぐるみ貸出件数	311件	69件	102件
図柄使用承認件数	675件	546件	557件



県マスコット  
「はばタン」

- ・はばタンLINEスタンプの販売（購入件数：R4. 10月末 累計7,952セット）

## 参考1 各種広報媒体一覧

### (1) インターネット(速報性や双方向性、拡散性があり、詳細な情報提供ができる)

名 称	内 容
県ホームページ	<p>主要施策や防災・イベント・観光・募集などの県政情報全般を詳細に発信</p> <p>【R3年度に実施したリニューアルの主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索性を優先しつつも、あえて目移りする寄り道効果を高めたトップページ</li> <li>・ 施策や取組を県民目線で切り取り、分野を横断した様々なテーマの読み物記事を設置し、複数の関連記事への誘導を促進</li> </ul>
ひょうごチャンネル	<p>知事記者会見や、県の施策、県のイベント等、県政に関する情報を動画配信</p>
兵庫五国連邦（U5H）プロジェクト ホームページ・ツイッター	<p>五国の「あるある」ネタを県民から募集するとともに、地域で共感を得られるような4コマ漫画など、様々なコンテンツを公開</p>
ヒョーゴアーカイブス	<p>兵庫の過去と現在の姿を県民とともに保存・活用し、未来に伝えていくwebサイトを運営することにより、ふるさと意識の醸成や五国の多様で豊かな魅力を発信</p> <p>【写真・動画掲載数】写真758点、動画88点（R4.10月末）</p>
インスタグラム 「兵庫県広報」	<p>県政に関する内容のうち、画像による発信効果が見込めるものや、文章による発信が難しいもの等を発信</p> <p>【フォロワー数】1,321人（R4.10月末）</p>
ツイッター 「兵庫県広報」	<p>防災情報やイベント、観光情報などを発信</p> <p>【フォロワー数】93,408人（R4.10月末）</p>
フェイスブック 「はばタンなび」	<p>県マスコット「はばタン」を用いて、親しみやすい表現で、県の施策や観光、イベント情報など、ひょうごの魅力を発信</p> <p>【フォロワー数】10,494人（R4.10月末）</p>
スマートニュース	<p>スマートフォン専用ニュース閲覧アプリ「スマートニュース」と県が提携し、記者発表資料を配信</p>

(2) テレビ・ラジオ（各世代が親しみやすく、タイムリーな情報提供ができる）

名 称	内 容
サンテレビ 「県民情報番組 ひょうご発信！」	<p>県の魅力をバラエティ豊かなりポーターが楽しくテンポよく紹介する情報番組</p> <p>【放送日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週日曜日 8時30分～8時55分</li> </ul> <p>【放送内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の取組を分かりやすく紹介</li> <li>・県内地域の様々な魅力を紹介</li> <li>・知事の情報発信</li> </ul> <p>【令和4年度平均視聴率】</p> <p>(株)ビデオリサーチ社調査（対象：近畿2府4県） 0.4%（※10/17放送分まで）</p> <p>(株)日本リサーチセンター調査（対象：兵庫県内） 7月24日（日）：3.9%</p>
サンテレビ情報・報道番組の活用（R3.4～）	サンテレビ情報・報道番組「キャッチ+（プラス）」内で県政情報や県イベントのお知らせ等を紹介
ラジオ関西 「こちら知事室！」	<p>ラジオ番組に知事がゲスト出演し、県政の課題やタイムリーな話題、地域の魅力などを発信</p> <p>【放送日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第2木曜日「三上公也の朝は恋人」中の25分（9時3分～9時28分の間）</li> </ul>
ラジオ関西 「Clip！」内 兵庫県情報コーナー 「GO!HYOGO！」	<p>最新の県政情報や県内の行事、施設紹介、イベントなど暮らしに役立つ情報、兵庫の魅力を分かりやすく伝えるコーナー</p> <p>【放送日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週火曜日（15時15分～15時25分の間）</li> </ul>

(3) 紙媒体（閲覧や保存が容易、詳細な記載ができる）

名 称	内 容
兵庫県広報紙 「県民だよりひょうご」	<p>県政の重要施策や地域の魅力、暮らしに役立つ情報を発信 発行部数：1,400,000部（毎月発行）</p> <p>※ インターネット調査において、県広報媒体の中で最も認知度が高い（R1平均53.0%、R2平均60.3%、R3平均60.5%）</p>

#### (4) その他

名 称	内 容
点字広報誌 「広報ひょうご」	県の施策、県内の動きなどを点字により分かりやすく解説 (B 5 判40ページ900部 毎月発行)
声の広報 「愛の小箱」	県の施策、県内の動きなどを音声により分かりやすく解説 (毎月発行 CD 700枚を作成・送付)
展示広報	県の動きや県政情報、県内各地域の魅力などをポスターやパネルの掲示、実物展示などにより広報 【設置場所】 ・県政資料館：兵庫県公館内 ・県政PRコーナー：議場棟1階 ・広報ショーウィンドウ：市営地下鉄県庁前駅構内 ・兵庫県広報掲示板：JR元町駅西口北側壁面スペース 等
三宮センター街大型 スクリーン	県の施策や観光、イベント情報などの動画を毎日11時～21時の間に随時放映

#### 参考2 各種研修等一覧

研修名	対 象	研修内容	参加者
新任職員研修 (前期)	知事部局及び 教育委員会の 新規採用職員	県民目線に立った自治体広報のあり方 や広報の重要性について認識を深め、 広報マインドを醸成	293人 [R4. 4. 19～4. 28]
		班別研究の課題であるショートムービーの 作成にあたり、動画作成のポイントや テクニックを解説	264人 [R4. 4. 11～4. 15]
行政職特別研修	行特研修生	自治体広報の方向性・PRのあり方 について認識を深め、情報発信力を向上	28人 [R4. 8. 22]
県民局広報担当者 研修	県民局職員	県民局HPや県民だより地域版の効果的な 活用方法について事例を交えて講義	18人 [R4. 6. 21]
部局別広報力向上 研修	県職員	県庁職員の広報マインドの醸成および スキルの向上(危機管理部・福祉部)	31人 [R4. 10. 11、11. 1]
広報セミナー	市町 広報担当者	広報紙づくりやSNSで有効的に広報する 手法など広報活動のスキルアップ	25人 [R4. 9. 1]
コンテンツ管理 システム操作研修	本庁・地方機関 の実務担当者	操作方法、運用管理方法、ページ編集 (文章構成、デザイン等)に関する実務 研修	71人 [R4. 10. 13]

## II 広聴活動の推進

### 1 基本的な考え方

「県民ボトムアップ型県政」を推進するため、多様なチャンネルを通じて県民とのコミュニケーションの確立を図る。

#### (1) 県政への意見・提言の把握

県民ニーズの把握に努め、政策形成、施策運営、事業立案等に活用

#### (2) 相談体制の充実

県政に対する意見・要望や日常生活に関する悩みごとなど、県民から寄せられる相談等に幅広く対応

#### (3) 現地見学の推進

新型コロナウイルス感染防止対策のもと、県立施設等の見学を通じ、県政への理解と地域間の交流を促進

### 2 県政への意見・提言の把握

#### (1) 県民意識調査（予算額 1,024 千円）

県民の価値観や行動志向、県政へのニーズなど県民意識の基本的な経年変化を大きな潮流として捉え、県の政策形成、施策運営に反映

調査対象：5千人（無作為抽出）

毎年調査項目：ア「生活満足度」イ「生活向上感」ウ「震災に対する意識」  
エ「県政への関心」

#### 【年次テーマ】

年度	年次テーマ	調査結果の活用	実施時期
R4	地域の魅力づくり	「誰も置き去りにしない」というSDGsの理念のもと、持続可能な地域づくりに取り組むなか、地場産業や環境にやさしい農林水産業、歴史文化など、兵庫が誇るブランド価値をさらに高めるとともに、地域に新たな成長の種をまくことで、皆が希望をもって暮らせる兵庫を、将来世代へと繋いでいく施策の検討に役立てる。	R4. 11. 17～ 12. 13

調査結果概要はR5年3月発表予定

## (2) 県民モニター

施策や事業の立案等に県民の意見・提言を活かしていくため「県民モニター」として一般募集し、県民に身近な課題についてインターネットを利用して意見を聴取。

対 象：県内在住・在勤・在学で県政に関心を有する18歳以上の者

人 数：2,379人（R4.10月末）

任 期：当該年度内（再任可）

活動内容：県ホームページ上でアンケート調査に回答

### 【令和4年度調査テーマ】

回	調査テーマ	調査結果の活用	実施時期
1	観光について	2025大阪・関西万博を契機とした兵庫観光の振興を図るための「新たな観光戦略」の策定に活用する。	R4.5.13(金) ～5.23(月)
2	福祉のまちづくりについて	福祉のまちづくりに関する各種施策の推進及び今後の施策立案の基礎資料として活用する。	R4.8.12(金) ～8.23(火)
3	がん対策について	「がんによる罹患者・死亡者の減少の実現」 「がんにかかっても尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」を目標に実施する今後のがん対策に関する施策立案の参考とする。	R4.11月 予定
4	防災に関する意識と取り組み	防災対策の効果的な推進及び県民の防災意識の高揚を図るため、県民の防災・減災に対する認識及び取り組みの現状を把握する。	R5.1月予定

## (3) さわやか提案箱

県のホームページに、県政に関する意見、提案等に電子メールで対応するメールボックスを開設

### 【利用状況】

(件数)

年度	意見・提案	簡易な照会	計
R1	1,085	22	1,107
R2	13,567	7	13,574
R3	6,525	10	6,535
R4.9月末現在	1,350	18	1,368



### 3 相談体制の充実

#### (1) さわやか県民相談（予算額 53,618千円）

兵庫県民総合相談センター、各県民局・県民センター、広報広聴課に相談員を配置し、専用電話（フリーダイヤル等）、面談などにより、県民の県政に対する意見・要望や日常生活に係る相談事案などに対応。

【利用状況】						(件数)
年度	照会	相談	意見	苦情	その他	合計
R2	7,627	3,779	1,294	1,093	1,961	15,754
R3	7,341	3,852	1,659	807	1,504	15,163
R4.9月末現在	3,978	2,033	517	337	1,001	7,866

#### 【利用の多い相談内容】

(R3年度実績)

①健康・医療:2,275件 ②観光・余暇:1,017件 ③家庭:777件 ④住まい:729件 ⑤資格検定:675件

(R4年度(9月末現在))

①健康・医療:654件 ②資格検定:539件 ③観光・余暇:492件 ④家庭:414件 ⑤住まい:389件

#### (2) 兵庫県民総合相談センター（予算額 20,569千円）

県政に対する意見、要望から生活一般に関する悩みごとまで、県民から寄せられる相談等に幅広く対応。そのため、各種専門相談窓口を同センター内に併設するとともに、相談内容に応じて、県や国、市町の所管部署を案内するなど、相談業務の総合調整機能を充実。

【場所】神戸クリスタルタワー内

#### 【相談窓口及び利用状況】

相談窓口	R2年度	R3年度	R4.9月末現在
さわやか県民相談	3,833	3,190	1,447
法律相談	137	150	80
家事（家庭問題）相談	33	32	14
認知症・高齢者相談	384	335	206
外国人県民相談	3,630	3,737	2,271
交通事故相談	581	491	202
住まいの相談	2,041	1,986	886
国の行政相談	6	6	9
合計	10,645	9,927	5,115

## 4 現地見学の推進

### (1) 県民交流バス(旧：走る県民教室) (予算額 28,771千円)

地域住民がバスを利用して県立施設等の見学や体験型イベントへの参加を行うことにより、県政への理解と地域間交流を促進。

#### 【実施状況】

年度	実施台数(台)	参加者数(人)
R1	1, 6 1 9	5 5, 6 1 6
R2	1 0 7	2, 7 1 3
R3	1 4 0	4, 0 0 0
R4 ※	4 6 8	1 5, 4 1 6

※ R4. 6月末までの実績に第2～3期(7～12月)の申請分を加えたもの

#### 【感染防止に向けた取り組み】

- ・貸切バスを利用する際、業界団体のガイドラインに沿ったバス会社による車内感染防止対策への協力を参加団体に呼びかけ

### (2) 県庁見学 (予算額 4,654千円)

県庁を訪れる小学生等を対象に、議場、兵庫県公館及び災害対策センター等を案内するとともに、県勢や県の仕事を紹介し、郷土学習意欲の向上及び県政への理解を促進。

#### 【実施状況】

年度	小学生		一般団体		合 計	
	団体数	見学者数(人)	団体数	見学者数(人)	団体数	見学者数(人)
R2	4 7	1, 6 7 8	5	1 1 4	5 2	1, 7 9 2
R3	5 9	2, 4 5 4	7	1 5 7	6 6	2, 6 1 1
R4. 10月末現在	4 1	1, 7 6 7	1 2	3 1 5	5 3	2, 0 8 2

#### 【感染防止に向けた取り組み】

- ・見学者は1班当たりの人数を最大30名(従来は80名)、1日2班を上限として実施
- ・見学者の体調を確認するとともに職員の検温等を行った上で見学を実施
- ・視聴覚ルームなど見学利用があった際は、机・椅子等の消毒を徹底
- ・来庁困難となった場合の代替措置として、擬似見学できるDVDを貸し出し

## 【参考】令和4年度県民モニター調査概要

### 第1回「観光について」

- (1) 調査対象者：県民モニター2,302人
- (2) 調査期間：令和4年5月13日(金)～5月23日(月)[11日間]
- (3) 回答者数：1,711人(回答率74.3%)
- (4) 調査結果の概要

項目	結果概要
量より質重視の観光にむけた地域づくりに取り組んでいることの周知度[Q1]	「まったく知らない(40.9%)」「あまり知らない(34.7%)」を合わせた『知らない』人は75.6%おり、「よく知っている」人は1.9%に留まる。
地域の発展に観光が重要な役割を果たしているか[Q2]	重要な役割を果たしている『思う』人が67.6%を占めている一方で、『思わない』人も22.3%いる。
観光客の増加について[Q3～5]	観光客が増加してほしいと『思う』人が64.3%と『思わない』人の20.3%を大きく上回っている。 観光客の増加を望む人のうち約8割が「観光施設の利用や地元製品の消費を通じた地域経済の循環(77.7%)」を期待している。 一方で、観光客の増加を望まない人の多くが「騒音やゴミ問題(69.3%)」、「店・交通機関の混雑(54.9%)」を理由として挙げている。
自身の地域を観光地として誇りに思うか[Q6、7]	誇りに『思う』人が約6割おり、その理由は「自然環境(46.0%)」と「歴史(45.1%)」が多い。
観光客を受け入れるにあたって必要となる取組[Q8]	「観光資源の充実(58.2%)」が最も多く、「観光地のPR活動(40.1%)」が続いている。
地域を訪れる観光客が増加することで感じることは[Q9]	「観光客によるゴミの投棄」や「公共交通機関や自動車の混雑」については『感じている』人の方が多く、「地元住民の観光資源へのアクセス性の低下」や「自然や文化財への影響」については『感じない』人の方が多かった。
「兵庫テロワール旅」の知名度[Q12]	「知らない」人が77.8%と8割近くいる。コンテンツの内容や楽しみ方まで「よく知っている」人はわずか1.5%に留まった。

# 公文書の管理・県政情報の公開等の 推進について

令和4年11月17日

総務部  
法務文書課

## <目 次>

### 1 公文書管理の状況について

- (1) 公文書等の管理に関する条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 公文書等の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 公文書管理委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 公文書管理における電子化の取組状況・・・・・・・・・・・・ 6

### 2 情報公開及び個人情報開示の状況について

- (1) 情報公開の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 個人情報開示の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 情報公開・個人情報保護審議会の運営・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 個人情報保護法改正への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について

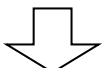
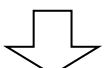
本県では、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすため、昭和61年10月に「公文書の公開等に関する条例」を施行し、平成12年4月にこれを「情報公開条例」に改正して、情報公開制度を運用している。

また、平成9年4月からは、個人情報の保護に関する条例を施行し、公文書に記録されている個人情報の本人への開示制度を運用している。

そして、これらの県政情報の公開等の前提となる公文書の管理については、令和2年4月1日から全面施行となった「公文書等の管理に関する条例」に基づき運用している。

### 1 公文書管理の状況について

#### (1) 公文書等の管理に関する条例の概要

公文書等の管理主体・対象文書	義務の内容
<p><b>実施機関（14）</b> 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、瀬戸内海海区漁業調整委員会、但馬海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者</p> <p><b>公文書【要件】</b> ①職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画・写真及び電磁的記録を含む。以下同じ。）であって、 ②組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの</p> <p>〈除外〉 ・歴史文書等の一般的利用を目的として保有するもの ・公報、白書等</p>	<p>①意思形成過程に係る文書等の作成 ②整理（ファイル編綴、分類、保存期間の設定等） ③保存（適切な場所・記録媒体、識別措置等） ④公文書ファイル管理簿の作成・公表 ※保存期間1年未満のものは除外 ⑤保存期間満了後の措置（歴史文書としての保存（移管）又は廃棄） ⑥管理状況の知事への報告・知事による概要の公表</p> <p style="text-align: center;"> <u>公文書管理指針（知事）</u>            ①～⑥についての指針（公表）         </p> <p style="text-align: center;">            公文書管理指針を参酌         </p> <p style="text-align: center;"> <u>公文書管理規則（実施機関）</u>            実施機関における①～⑥に関する定め（公表）         </p>
<p><b>地方独立行政法人等（4）</b> 兵庫県公立大学法人、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社</p> <p><b>法人文書【要件】</b> ①役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって ②組織的に用いるものとして法人が保有しているもの</p> <p>〈除外〉 公文書と同じ</p>	<p>法人文書について、上記①～⑥と同等の義務</p> <p style="text-align: center;">            公文書管理指針を参酌         </p> <p style="text-align: center;"> <u>法人文書管理規則（法人）</u>            法人における①～⑥に関する定め（公表）         </p>
<p><b>指定管理者等</b> 公の施設の管理に係る保有文書等</p>	<p>条例の趣旨及び業務内容に鑑み、適正な管理措置を講ずる義務</p>

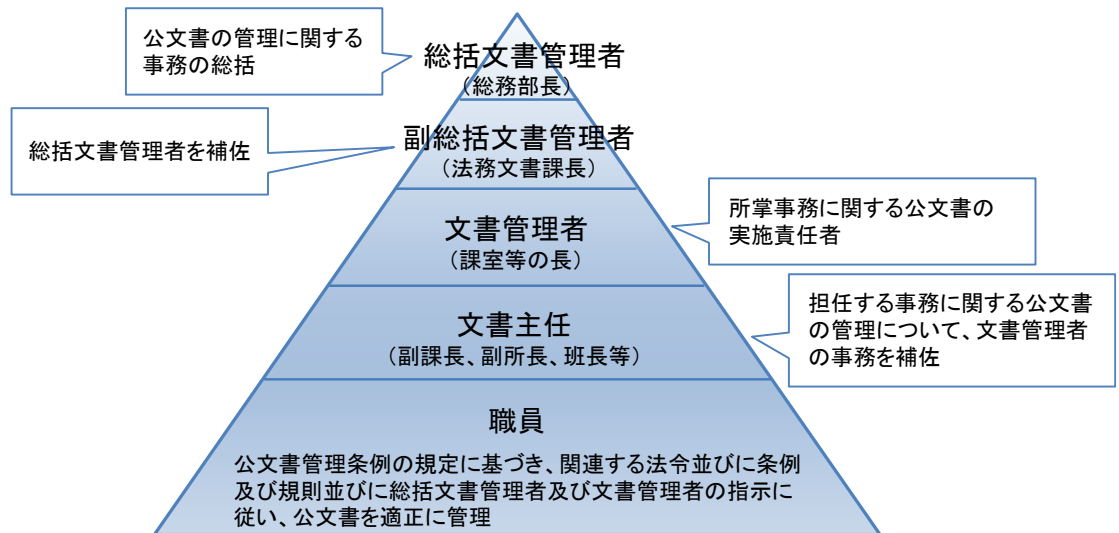
\* 「公文書等」とは、公文書及び法人文書をいう。以下同じ。

## (2) 公文書等の適正な管理

### ア 管理体制

実施機関の適正な公文書管理を確保するため、公文書管理規則等に基づき、公文書の管理を担う職員と職責を定めている。

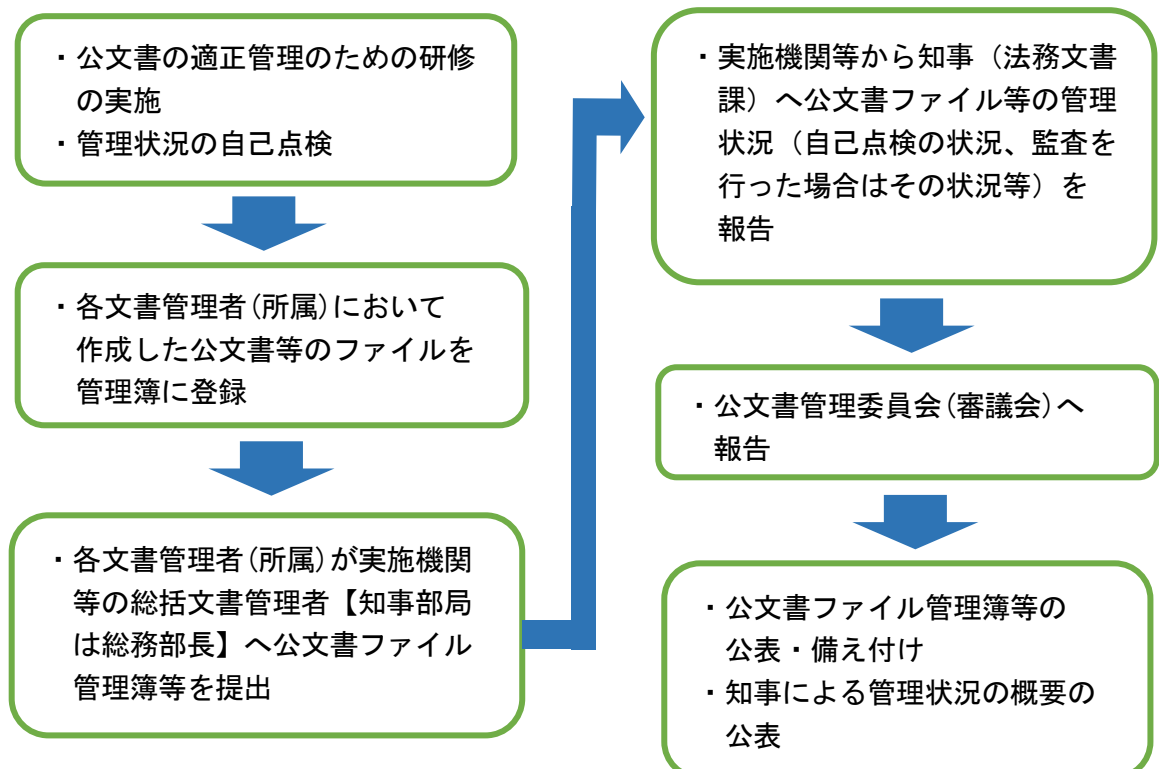
(知事部局の管理体制)



### イ 公文書等の適正管理の取組

各所属の文書管理者による自己点検の取組や研修の実施により、適切かつ効率的な文書の作成、公文書ファイルによる整理を行い、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供し、インターネットで公表する。

各実施機関の総括文書管理者から知事に公文書ファイル管理簿を提出し、公文書管理委員会への報告・審議を経て、各実施機関の管理状況を公表する。



## 【公文書ファイル管理簿等の公表事項】

〔 文書作成取得日の属する年度、大・中分類、名称（小分類）、文書作成取得日  
における文書管理者、保存期間の起算日、保存期間、保存期間の満了する日  
媒体の種別、保存場所、文書管理者、保存期間が満了したときの措置 〕

(公表イメージ) ※ 公文書ファイル管理簿のシステム化により、並び替えや語句検索によりファイル検索が可能

作成・取得 年度	分類		名称 (小分類)	作成・取得者	起算日	保存期間	保存期間 満了日	媒体の種別	保存場所	管理者	保存期間 満了時の 措置	備考
	大分類	中分類										
2021年度	文書事務	公文書管理 制度	公文書等の管理に関する条例	総務部法務 文書課長	2022.4.1	30年	2052.3.31	紙	事務室	総務部法務 文書課長	移管	
2021年度	文書事務	文書管理 システム	文書管理システム研修	総務部法務 文書課長	2022.4.1	5年	2027.3.31	紙	事務室	総務部法務 文書課長	廃棄	

## ウ 公文書ファイル等の保有状況（令和3年度）

実施機関等名	所属数	公文書 ファイル等数	保存媒体			保存期間満了時の措置		
			紙	電子	複合	移管	廃棄	未設定
知事	231	344,999	334,025	3,832	7,142	5,451	311,233	28,315
公営企業管理者	9	9,620	7,754	365	1,501	35	9,075	510
病院事業管理者	14	23,816	21,564	682	1,570	42	20,672	3,102
教育委員会	194	176,610	171,362	779	4,469	325	165,084	11,201
公安委員会	1	7	7	0	0	5	2	0
警察本部長	96	197,663	180,648	3,833	13,182	163	197,492	8
その他行政委員会	20	8,576	5,564	2,703	309	317	8,074	185
兵庫県公立大学法人	21	14,760	14,673	80	7	109	12,686	1,965
地方三公社	11	11,549	11,392	157	0	356	10,006	1,187
合計	597	787,600	746,989 (94.8%)	12,431 (1.6%)	28,180 (3.6%)	6,803 (0.9%)	734,324 (93.2%)	46,473 (5.9%)

(注1) 保存期間満了時の措置は、条例第18条で保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないとされており、公文書ファイル管理簿等作成時点で未設定のものがある。

(注2) 公安委員会及び警察本部長は、一部を除き、公文書を管理する期間を暦年としているため、令和3年12月31日時点の状況を計上した（下記エも同じ）。

## エ 公文書ファイル等の紛失・誤廃棄等の状況（令和3年度）

実施機関	紛失	誤廃棄	その他（公文書の不適正取扱）
知事	1		
病院事業管理者			1
警察本部長		87	
計	1	87	1

〔参考〕令和4年度10月末

実施機関	紛失	誤廃棄	その他（公文書の不適正取扱）
知事	1		1

## (3) 公文書管理委員会の運営

### ア 委員会の概要

公文書の適正な管理に関する事項（知事の公文書管理指針の策定・変更等）を調査審議する。

### イ 委員構成・任期

公文書の管理について知識経験を有する者（大学教授（行政法、情報セキュリティ）、弁護士、マスコミ関係者、情報通信事業者、行政経験者）

任期2年（令和3年12月1日から令和5年11月30日まで）



## ウ 開催状況

年度	開催回数	開催日	主な審議等事項
令和元年度	2回	令和元年12月16日 令和2年1月21日	公文書管理指針案の審議
令和2年度	1回	令和3年3月25日	条例の運用状況の報告
令和3年度	1回	令和3年9月9日	公文書等の管理状況 (R2年度)
令和4年度	1回	令和4年10月31日	公文書等の管理状況 (R3年度)

※ 毎年度9月頃に開催し、公文書等の管理状況を報告する。公文書管理指針の変更等必要な場合に適宜開催する。

### (4) 公文書管理における電子化の取組状況

#### ア 保存文書の電子化

- (ア) 県独自の手続等についての押印廃止・書面規制の見直し〔R2年度～〕  
※3,167手続(99.1%)で押印廃止
- (イ) 公印の原則押印から押印限定に〔R4年度～〕  
※10月末の知事印押印枚数 R3年度61,724枚 R4年度48,612枚  
(前年同期比78.8%)

#### イ 決裁手続の電子化

- (ア) 電子決裁の原則化〔R2.10～〕
- (イ) 文書管理システムの操作性の向上(PDF連結機能向上等)・対象職員の拡大  
(R3年度～)
- (ウ) 電子契約の実証実験を実施〔R4年度〕し、契約書や公印押印文書のペーパーレス化を検討(別途、文書管理規程、公印規程などの改正の必要性も検討)  
※文書管理システムでの電子決裁率(R4年度以降は、業務改革推進委員会のロードマップ)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
12.7%	32.6%	40%	60%	80%

・R4年度10月末:34.1%

#### ウ 保有公文書情報の電子的管理

- (ア) 公文書ファイル管理簿システムの運用〔R4年度～〕

## 2 情報公開及び個人情報開示の状況について

### (1) 情報公開の状況

情報公開は、「公文書（法人文書）の公開」と「情報提供」により行っている。

「公文書（法人文書）の公開」では、条例に基づく情報公開請求について、個人に関する情報など条例上の非公開事由に該当する場合を除き、「原則公開」としている。

「情報提供」では、自主的・能動的に、又は県民の求めに応じて任意に県政情報を県民の利用に供している。

県民情報センターでは、各実施機関等における情報公開の運用状況を公表するなど情報公開の総合調整を行うとともに、県の施策・計画・統計等の県政資料を配架し、閲覧や写しの交付を行っている。

#### ア 情報公開請求に対する処理の状況

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	(9月末)件数	構成比(%)
公 開	2,843	91.2	2,192	86.9	1,064	69.2
全部公開	1,460	46.8	1,335	52.9	621	40.4
部分公開	1,383	44.4	857	34.0	443	28.8
非 公 開	275	8.8	330	13.1	473	30.8
うち文書不存在	241	7.7	266	10.5	311	20.2
処理件数計	3,118	100.0	2,522	100.0	1,537	100.0
取 下 げ	473	—	380	—	327	—
請求件数計	3,591	—	2,902	—	1,864	—

#### 【非公開情報】

- ① 個人に関する情報：氏名、住所、生年月日、学歴等、他人に知られたくない情報
- ② 法人等に関する情報：取引先、代表者印影等、経営・取引上の秘密に関する情報
- ③ 公共の安全等に関する情報：犯罪の予防、捜査、刑執行等の公共の安全と秩序の維持のための警察活動に支障が生じるおそれがある情報
- ④ 法令秘等に関する情報：法令の規定により公にすることができない情報
- ⑤ 審議、検討又は協議に関する情報：意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある未成熟な情報
- ⑥ 事務又は事業に関する情報：監査、検査、契約、交渉、調査研究、人事管理に係る事務など当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

【実施機関等別の請求件数】

実施機関等 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月末)
知 事	2,513	2,067	1,414
公 営 企 業 管 理 者	32	24	10
病 院 事 業 管 理 者	24	31	29
教 育 委 員 会	498	148	94
公 安 委 員 会	0	1	0
警 察 本 部 長	270	341	140
そ の 他 行 政 委 員 会	181	173	100
兵 庫 県 公 立 大 学 法 人	11	1	0
地 方 三 公 社	62	116	77
合 計	3,591	2,902	1,864

※地方三公社は、令和2年4月施行の公文書管理条例の適用対象とされたことから情報公開請求の対象となった。

【情報公開請求件数の多かったもの】

年 度	対 象 文 書	件 数	構 成 比 (%)
令和2年度	公共事業の金額入設計書（県土整備部）	643	17.9
	学校法人の決算書（企画県民部）	345	9.6
	建築計画概要書（県土整備部）	192	5.3
令和3年度	建築計画概要書（県土整備部）	377	13.0
	公共事業の金額入設計書（県土整備部）	230	7.9
	訓戒、懲戒処分台帳（警察本部）	159	5.5
令和4年度 (9月末)	公共事業の金額入設計書（土木部）	131	7.0
	訓戒、懲戒処分台帳（警察本部）	90	4.8
	学校法人の決算書（総務部）	43	2.3

## イ 情報提供の状況

県民情報センター及び地域県民情報センター（神戸を除く9県民局・県民センターに設置）において、県公報、統計書などの各種行政資料や医療法人の決算書などを収集、整理、分類して、県民に情報提供を行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月末)	主な資料
行政一般	2,280	1,946	907	県長期ビジョン、県公報、官報、県統計書、決算書、議案書、県の出資法人の経営状況説明書等
生活	535	391	166	消費生活相談概要、NPO法人事業報告書等
文化	113	165	87	兵庫県史、各市町史、兵庫県指定文化財目録、埋蔵文化財調査年報等
福祉	60	32	28	社会福祉法人現況報告書、社会福祉統計年報、保健福祉計画等
環境・衛生	101	150	42	環境白書、水質測定結果報告書、生活衛生年報、環境基本計画等
健康・医療	614	749	286	医療法人決算届、県立病院年報、保健医療計画、疾病分類別統計表等
商業・工業	504	1,401	427	兵庫県の商業・工業、商店街・小売市場等団体名簿等
労働	542	463	311	勤労統計調査報告、賃金実態調査報告、労働経済基本調査報告書等
農林水産	162	197	97	農林工事設計単価表、林業統計書、農業センサス、農林水産ビジョン等
交通・運輸	264	190	104	道路交通センサス、港湾統計年報、交通年鑑等
土木	262	288	195	土木工事設計単価表、建設業許可業者・入札参加資格者名簿等
建築・住宅	251	292	138	地価公示、地価調査基準地価格要覧、住宅統計等
地域整備	42	41	27	土地利用基本計画、まちづくり事例集、都市計画審議会資料等
防犯・防災	69	54	44	地域防災計画、消防防災年報、犯罪統計書、復興誌等
資源エネルギー	0	2	1	水資源計画、総合エネルギー統計等
教育	244	178	79	学校基本調査報告、教員採用試験、兵庫の教育、教育実務必携等
合計	6,043	6,539	2,939	

## (2) 個人情報開示の状況

個人情報の取扱いに際しては、次の基本的事項を遵守し、適正な管理を行うとともに、本人からの開示、訂正及び利用停止の求めに対しては、本人確認の手続を経て適確に行うこととしている。

- ① 個人情報は本人から収集すること。
- ② 思想、信条、病歴等のセンシティブ情報は収集しないこと。
- ③ 収集した個人情報は収集目的の範囲内で利用・提供すること。
- ④ 通信回線による情報機器の結合により個人情報を提供するときは、法令等に定めがある場合を除き、必要な措置について審議会の答申を得ること。

### ア 開示請求に対する処理件数

本人からの開示請求については、本人確認を行った上で、不開示事由に該当する場合を除き、「原則開示」としている。

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	(9月末)件数	構成比(%)
開示	4,090	98.5	5,019	99.0	2,070	98.7
全部開示	3,563	85.8	4,192	82.7	1,769	84.3
部分開示	527	12.7	827	16.3	301	14.4
不開示	61	1.5	51	1.0	28	1.3
うち文書不存在	45	1.1	47	0.9	15	0.7
処理件数計	4,151	100.0	5,070	100.0	2,098	100.0
取下げ	1	—	11	—	1	—
請求件数計	4,152	—	5,081	—	2,099	—

### 【不開示情報】

- ① 開示請求者の評価等情報：開示請求者の評価、診断等の情報を開示することによって、適正な評価、診断等に著しい支障が生ずると認められるもの
  - ② 開示請求者以外の個人に関する情報
  - ③ 法人等に関する情報
  - ④ 公共の安全等に関する情報
  - ⑤ 法令秘等に関する情報
  - ⑥ 審議、検討又は協議に関する情報
  - ⑦ 事務又は事業に関する情報
- (②～⑦の不開示情報は、情報公開の非公開情報①～⑥と同じ。)

【実施機関等別の開示請求件数】

実施機関等 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月末)
知 事	189	266	122
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	3,392	3,955	1,707
教 育 委 員 会	18	22	23
公 安 委 員 会	2	40	0
警 察 本 部 長	526	792	240
そ の 他 行 政 委 員 会	3	5	2
兵 庫 県 公 立 大 学 法 人	22	1	5
合 計	4,152	5,081	2,099

【開示請求件数の多かったもの】

年 度	対象文書	件 数	構成比 (%)
令和2年度	県立病院の診療記録（病院事業管理者）	3,392	81.7
	各種相談記録（警察本部長）	526	12.7
	兵籍（健康福祉部）	115	2.8
令和3年度	県立病院の診療記録（病院事業管理者）	3,955	77.8
	各種相談記録（警察本部）	792	15.6
	兵籍（健康福祉部）	126	2.5
令和4年度 (9月末)	県立病院の診療記録（病院事業管理者）	1,707	81.3
	各種相談記録（警察本部）	240	11.4
	兵籍（健康福祉部）	62	3.0

イ 口頭による簡易開示請求の請求件数

県立高等学校入学試験等の得点・順位などの個人情報については、開示請求者本人の利便を図るため、簡易な方法として、口頭による開示請求を行っている。

実施機関等	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (9月末)
知事	7	12	0
病院事業管理者	52	97	88
教育委員会	8,550	10,192	4,168
警察本部長	92	118	79
その他行政委員会	267	229	205
兵庫県公立大学法人	454	668	658
合計	9,422	11,316	5,198

【簡易開示請求のうち多かったもの】

年度	対象文書	件数	構成比 (%)
令和2年度	県立高等学校入学試験	8,519	90.4
	県立大学入学試験	441	4.7
令和3年度	県立高等学校入学試験	10,154	89.7
	県立大学入学試験	648	5.7
令和4年度 (9月末)	県立高等学校入学試験	4,166	80.1
	県立大学入学試験	658	12.7

(3) 情報公開・個人情報保護審議会の運営

ア 審議会の概要

情報公開の公開決定及び個人情報の開示決定等に対する審査請求や例外取扱いのほか重要事項について、実施機関等からの諮問に応じて調査審議する。

委員構成 10名（大学教授、弁護士、マスコミ・情報通信事業者、行政経験者）

委員任期 2年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）

【開催状況（回数）】

区分	全体会	第1部会 (個人情報)	第2部会 (情報公開)
令和2年度	1	8	8
令和3年度	0	6	8
令和4年度 (9月末)	1	5	3

イ 諮問の審議状況

【審査請求の審議状況（情報公開）】

区分 年度	諮問 件数	(内 訳)		審議結果等の状況				
		前年度 繰越分	年度内 諮問分	答 申			取下げ	繰越 (継続)
				処分 妥当	一部 変更	処分 取消		
令和2年度	10	4	6	※6	※5	※1	0	1
令和3年度	9	1	8	6	1	0	1	1
令和4年度 (9月末)	6	1	5	0	0	0	0	6

※諮問2案件において、対象公文書ごとに3件又は2件に分けて答申したものを含む。

【審査請求の審議状況（個人情報開示）】

区分 年度	諮問 件数	(内 訳)		審議結果等の状況				
		前年度 繰越分	年度内 諮問分	答 申			取下げ	繰越 (継続)
				処分 妥当	一部 変更	処分 取消		
令和2年度	4	0	4	3	0	0	0	1
令和3年度	9	1	8	0	0	0	0	9
令和4年度 (9月末)	13	9	4	0	※3	0	0	8

※諮問3案件を併合し答申をまとめて1件としたものを含む。

【その他】

	諮問 件数	(内 訳)			答申	繰越 (継続)
		重要 事項	収集・提供・オン ライン結合の制限 の例外取扱	特定個人情報保護 評価書第三者点検		
令和2年度	5	—	2	3	5	0
令和3年度	1	1	0	0	0	1
令和4年度 (9月末)	0	0	0	0	1	0

【内容】

- ① 重要事項：個人情報保護法改正に伴う条例等の整備の方向性
- ② 収集・提供・オンライン結合の制限の例外取扱：
  - ・旧優生保護法関連一時金等に関する個人情報の収集・提供の例外取扱
  - ・医療システム連携等のオンライン結合の制限の例外取扱
- ③ 特定個人情報保護評価書第三者点検：
  - 大量の特定個人情報を扱う業務（県税、住基ネット、高等学校等就学支援金）の安全管理措置の第三者点検



(4) 個人情報保護法改正への対応

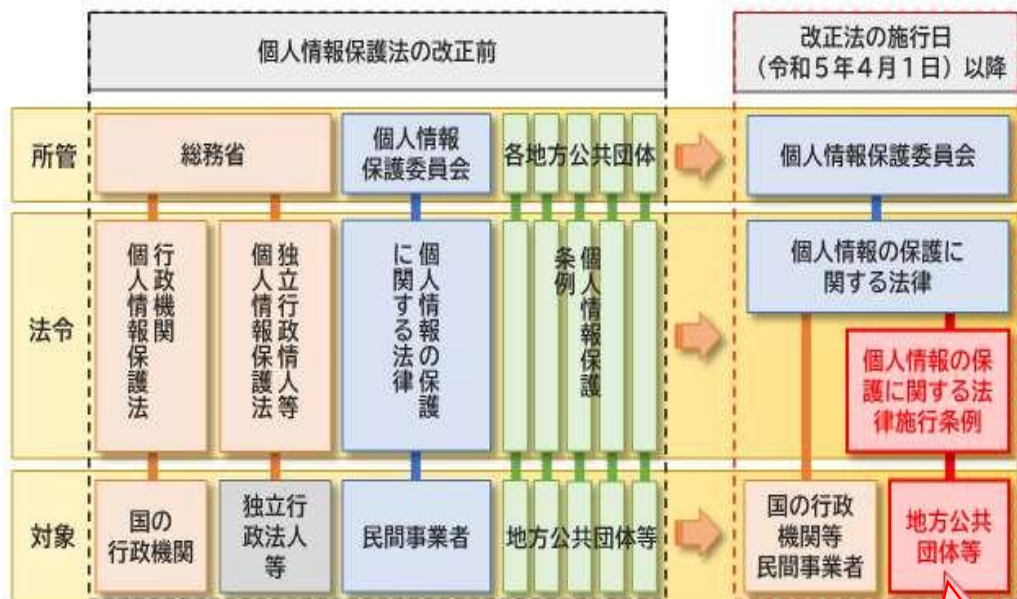
ア 令和3年5月19日に公布された「デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律」において個人情報保護法が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報保護法の3本の法律が統合されるとともに地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

イ 全国の地方公共団体は、同法施行（令和5年4月1日）までの間に、条例の各規定について改正等の要否を検討のうえ適切に対応することが求められており、本県での適用に向けた関係条例（法施行条例等）の整備を行う。

<これまでの経緯とスケジュール>

- 令和4年3～9月 情報公開・個人情報保護審議会へ諮問、審議
- 同年9月 情報公開・個人情報保護審議会答申
- 同年10～11月 パブリックコメント実施
- 同年12月 条例案上程

【制度改正の概要】



法改正対応

# 職員の新しい働き方の推進と意識改革について

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

総 務 部 職 員 局  
人 事 課  
職 員 課

## < 目 次 >

### 人事課関係

- 1 多様な働き方の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 子育て・介護と仕事の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 超過勤務の縮減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 職員の意識改革・職場風土の醸成・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 新しい働き方推進プランの策定・・・・・・・・・・・・ 8

### 職員課関係

- 1 働きやすい職場の実現（職員の健康管理）・・・・・・・・ 9
- 2 R3取組実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 職員の新しい働き方の推進と意識改革について

職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、職務上の責任を果たすとともに、育児・介護や自己啓発などに取り組みやすい職場環境づくりなど多様な働き方を推進する。

### 人事課関係

#### 1 多様な働き方の推進

在宅勤務制度等の利用促進を行い、柔軟で多様な働き方を推進

制度	内容	実績	
		R 3 年度	R 4 年度 (9月末時点)
在宅勤務 制度の拡大	制度の対象を中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員から、全ての職員に拡大 (R3.4～)	5,386 名	4,387 名
勤務時間の 弾力化	通年で職員が柔軟で多様な勤務形態を選択できるよう、勤務時間を2区分から4区分とする「勤務時間の弾力化」制度の職員数上限を撤廃 (R4.4～)  (A勤務：8:45～17:30、B勤務：9:00～17:45、 E勤務：8:15～17:00、L勤務：9:30～18:15)	682 名 (早出 468 名) (遅出 214 名)	707 名 (早出 490 名) (遅出 217 名)
フレックス タイム制の 拡大	本庁に勤務する育児・介護を行う職員を対象に行っていた「フレックスタイム制」を原則として全ての職員に対象を拡大(R4.5～)	17 名	52 名

#### 2 子育て・介護と仕事の両立支援

##### (1) 子育てと仕事の両立支援

子の出生予定がある男性職員と上司による「子育てサポートミーティング」の実施を徹底し、「子育てプラン」に基づき男性職員の子育て支援に関する休暇・休業の計画的な取得を促進

育児に係る制度紹介や取得事例等を充実させた「子育て・介護のための両立支援に関する手引き」、「男性職員の子育て参加ガイド」、「男性職員向けの育児休業取得促進リーフレット」の作成、周知

育児休業中の職員を対象とした情報交換会の開催、職場復帰前に自宅から庁内ネットワークシステムに接続できる環境の整備等、育児休業職員の職場復帰を支援

【令和4年度からの取組強化】

職員の子育て支援に関する条例の改正（R4.4.1 施行）により、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置や勤務環境の整備に関する措置について義務付けられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。

<p>[ 具体的取組 ]</p> <p>第7次アクション8（R3～R7）に定める男性の育児休業の取得率30%（希望者の100%）の目標達成年度をR7年度からR4年度に3年前倒し</p> <p>「子育てサポートミーティング」の内容を踏まえ「子育てプラン」を管理職が作成（R4～）</p> <p>男性職員の育児休業取得の推進状況を管理職の人事評価に反映</p> <p>男性の育児休業取得経験者が若手職員の相談に応じる「育児休業メンター制度」を導入</p> <p>管理職研修や若手研修など各階層別で男性の育児参加を促進する研修内容を拡充</p> <p>育児休業の取得回数の制限を緩和（原則1回 原則2回）</p> <p>子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を短縮（1月前まで 2週間前まで）</p> <p>育児参加のための休暇の対象期間を拡大（産前8週間前から産後8週間を経過する日まで 産前8週間前から子が1歳に達する日まで）</p>
---

【休暇・休業の取得実績】

制度	制度概要	目標 (達成時期: R7年度)	実績	
			R3年度	R4年度(9月末時点)
男性の育児休業	養育する子が3歳に達する日までの間に、期間を定めて休業することができる制度	30% (希望者の100%)	24.6% (希望者の100%)	
配偶者の出産補助休暇	職員の妻の出産に係る入院時・出産時の付添い入院中の世話等を行う場合に取得できる休暇制度（3日）	取得率 100%	99.2%	100%
男性の育児参加のための休暇	職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学始期に達するまでの子の養育のため、取得できる休暇制度（5日）		95.8%	100%
出生サポート休暇	職員が不妊治療等を行う場合に取得できる休暇制度（5日、体外受精又は顕微授精の場合は10日）	-	2名 〔男性 0名〕 〔女性 2名〕	8名 〔男性 2名〕 〔女性 6名〕

「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画 ひょうごアクション8」の数値目標（R3～R7）

(2) 介護と仕事の両立支援

介護に係る制度紹介等を充実させた「子育て・介護のための両立支援に関する手引き」の作成、周知

【休暇・休業の取得実績】

制度	制度概要	実績	
		R 3 年度	R 4 年度(9月末時点)
短期介護休暇	職員が配偶者、父母等を介護するために取得できる休暇制度(5日)	231名 (男性 158名 女性 73名)	177名 (男性 116名 女性 61名)
介護休暇	職員が配偶者、父母等を介護するため、合計6月の範囲内において取得できる休暇制度(6月の期間は3回まで分割可)	5名 (男性 1名 女性 4名)	5名 (男性 0名 女性 5名)

3 超過勤務の縮減

(1) 適切な労働時間の管理

超過勤務に関する規則に定める上限時間の範囲内となるよう、適切な労働時間管理を実施

個人毎の業務・超過勤務の年度計画を策定し、適切な進行管理を実施

新しい働き方推進委員会における超過勤務実績の公表(四半期毎)

令和4年度中に「出退勤記録システム」を導入し、客観的な記録を元に適切な労働時間管理をより効率的に実施

(2) 仕事の進め方の見直し

ICTを最大限生かし、行政手続きを簡素化することにより、県民サービスの向上と職員の業務効率化を推進

【全庁共通事務の主な見直し】

項目	内容
業務内容や手順等の見直しの推進	・ 書面規制・対面規制の見直しを全庁的に進め、手続きや書類の簡素化を推進 ( R3実績 書面規制の見直し：597手続 対面規制の見直し：259手続 )
行政手続オンライン化の推進	・ 行政手続オンライン化推進方策(R3.10策定)に基づき、手続のオンライン化を計画的に推進R5までの目標 年間400件以上の主要手続：国の対応が必要な手続等を除き全てオンライン化 全手続：新たに約5,000手続をオンライン化
定型業務等の効率化の推進	・ 問い合わせへの自動応答や集計業務の自動化等に適した業務を抽出し、効率化を推進 ( 実績等 Chatbot R3: 1業務 R4: 3業務(予定) RPA R3:59業務 R4:13業務(予定) )

### (3) 超過勤務の目標と実績

令和4年度は、業務縮減や平準化、仕事の進め方の見直しを実施し、一人1月あたりの平均超過勤務時間数10時間以下、年間540時間超の職員の削減を新たな目標に設定

#### 【目標】

項目	目標
一人1月あたりの平均超過勤務時間数	10時間以下
年間540時間超の職員数	0人

#### 【実績】

項目	実績		
	R2年度	R3年度	R4年度(9月末時点)
職員1人1月平均	10.9時間 ( 3.7%)	10.2時間 ( 6.6%)	9.7時間 ( 4.9%)
年間540時間超の職員数	134人	64人	0人

[ R3年度 超勤縮減の要因 ]

- ・ 予算関連業務の見直し、重要施策ヒアリングの見直し
- ・ リモート会議やテレワークの推進による事務の効率化
- ・ 行政手続のオンライン化等業務プロセスの見直し
- ・ RPAの導入促進などシステムによる業務改善

### (4) 超過勤務に対する意識の見直し

全ての階層でタイムマネジメントに関する研修を実施

働き方改革推進に資する顕著な功績があった団体(班、課等)に対する表彰制度の実施

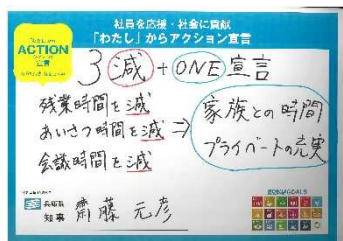
職員提案において「柔軟で多様な働き方の推進」を課題として提案を募集

## 4 職員の意識改革・職場風土の醸成

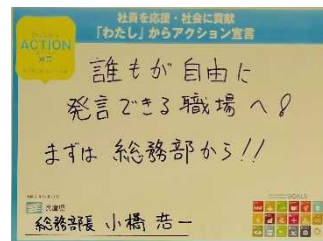
### (1) 幹部職員による率先行動

知事をはじめ、組織のリーダーである部長級職員等が、多様な働き方の推進、男性の家事・育児への参画、子育て・介護と仕事の両立支援などに関する取組項目を宣言

#### 【宣言例】



R4.10.5 宣言  
県と神戸経済同友会  
で共同宣言を実施



(R4.10.19 宣言)

## (2) 若手職員からの提言

将来の県政を担う若手職員が、テレワークの推進や超過勤務の縮減等、県庁の新しい働き方の推進に関する提言を取りまとめ、知事との意見交換を実施  
また、意見交換の内容は、動画データ等により全職員に周知

【若手職員による提言の概要】 知事との意見交換：R4.10.11 実施

若手職員提言チーム

「30歳以下」または

「入庁5年目以下」の職員14名で構成

提言タイトル

「十人十色の働き方」

提言概要

STEP1 意識改革の徹底

やったことがないを無くす「0脱却スタンプラリー」

各職員が理想的な働き方を上司等と共有する「マイ働き方宣言」

幹部職員による推進宣言、働き方がトブックの策定

STEP2 テレワークの更なる生産性向上

EメールPCの導入、Teamsの積極的な活用、

紙資料の電子化とオンライン会議室の整備、Outlookでのスケジュール管理

STEP3 新たな価値を創造するオフィスイノベーション

リアドレスの導入



## (3) 現場主義の徹底

本庁と地方機関の双方を経験するジョブローテーションや、市町との人事交流を推進し、職員一人ひとりに現場主義を徹底

【市町との人事交流の状況】

R4：93名（県から市町への派遣43名、市町から県への派遣50名）

## (4) 民間視点の積極的な導入

新しい発想や手法、変化に対応する柔軟性、課題に立ち向かう行動力を有する人材の育成に向け、R4年度から民間企業との人事交流を大幅に拡充

【民間企業との人事交流の状況】

県から民間企業への派遣 [R4：10名 (R3：3名)]

(派遣先企業)

みなと銀行、NEXCO西日本、阪神高速道路、大阪ガス、  
コープこうべ、NTTビジネスソリューションズ、早駒運輸、P&Gジャパン  
ヴィッセル神戸、西宮ストークス

民間企業から県への派遣 [R4：6名 (R3：1名)]

(派遣元企業)

みなと銀行、ANAグループ



## 5 新しい働き方推進プランの策定

県庁の働き方改革については、H29.4に「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」を公表し、「超過勤務の縮減」、「子育て・介護と仕事の両立支援」、「働きやすい職場の実現」を3本柱として、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んできた。

更なる取組の推進に向け、県政改革方針では具体的な推進方策や目標、計画期間等を定めた「新しい働き方推進プラン」の策定を掲げた。若手職員からの提言等も踏まえ、今年度中にプランを策定し、取組の着実な推進を図る。

### 【新しい働き方推進プランの検討項目】

項目	内容
柔軟で多様な働き方の推進	・テレワークの更なる活用 ・フレックスタイム制の柔軟化 等
休暇・休業制度の活用促進	・年次休暇の取得促進 ・育児休業の取得促進 等
超過勤務の縮減	・超勤縮減目標の設定と適切な労働時間の管理 ・長時間勤務職員の発生所属の業務の見直し 等
ICTを活用した業務改革の推進	・ペーパーレス化の推進 ・行政手続のオンライン化の推進 ・キャッシュレス決済の推進 等
職員の意識改革・職場風土の醸成	・幹部職員による率先した実践と発信 ・毎年度の取組成果の公表と共有 ・若手職員等の意見を取り入れた取組の検証 等

## 職員課関係

### 1 働きやすい職場の実現（職員の健康管理）

#### (1) 健康診断等の実施

定期健康診断（労働安全衛生法で指定された検査項目及びより充実した検査）

がん検診（胃、大腸、子宮、乳部、肺、前立腺、腹部超音波検査）

若手職員の生活習慣病の予防、早期対応（30歳以上職員と同水準の定期健康診断項目に拡充）

#### (2) 診断結果を踏まえた保健指導の実施

産業医等による健康診断結果に基づく事後指導

若手職員健康個別相談（対象：39歳以下の職員）

特定保健指導（対象：40歳以上の職員）

#### (3) こころの健康対策

（早期発見・予防対策）

労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施

管理監督職員を対象としたメンタルヘルス研修の開催

（相談しやすい体制づくり）

[庁内]健康なやみ相談室、職員健康相談員（保健師）等による相談

[庁外]民間カウンセラーによる相談、地共済健康ダイヤル

（療養職員の復帰支援）

段階的に勤務時間や仕事内容を調整する「ならし出勤」の実施

療養職員の所属する管理職を対象とした精神保健懇談会の実施

### 2 R3取組実績

#### (1) 定期健康診断

（単位：人）

年度	対象者	受診者 (受診率)			判定結果					
		県	他機関	計	県				他機関	
					異常なし	要生活習慣改善	要受診	継続加療中	所見なし	所見あり
R2	6,587 [6,689]	6,553	32	6,585 (99.9%)	624 (9.5%)	2,058 (31.4%)	2,048 (31.2%)	1,823 (27.8%)	10	22
R3	6,600 [6,697]	6,561	38	6,599 (99.9%)	655 (10.0%)	2,044 (31.2%)	2,078 (31.7%)	1,784 (27.2%)	12	26

1 対象は、知事部局、企業庁、病院局（県立病院除く）、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

2 [ ]は育児休業・病気療養等を含む対象者

#### (2) 再検査

（単位：人）

年度	対象者	受診者（受診率）
R2	2,048	1,990（97.2%）
R3	2,078	2,008（96.6%）

### 3 今後の取組

定期健康診断・がん検診の受診勧奨、診断結果を踏まえた保健指導、こころの健康対策を実施し、生活習慣病の予防・がんの早期発見等、職員の健康管理対策に努める。